

第十六回 参議院法務委員会會議録第二十四号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)午前十時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 加藤 武徳君
宮城タマヨ君
亀田 得治君

委員 小野 義夫君
中川 幸平君
楠見 義男君
中山 福藏君
三橋 八次郎君
赤松 常子君
棚橋 小虎君
一松 定吉君

政府委員

国家地方警察本部部長官 齋藤 昇君
国家地方警察本部刑事部長官 中川 實治君
法務政務次官 三浦寅之助君
法務省刑事局長 岡原 昌男君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 会専門員 岸 盛一君

説明員

最高裁判所長 官代理者(事務局長) 岸 盛一君
事務局局長

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から本日の委員会を開会いたします。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

なお、この機会に委員各位に御披露し御了解を得ておきたいと存じます。が、大養法務大臣はメリアル氏症候群と申します病名の病氣のために、三日間はどうしても静養しなければならぬという診断書を添えて総理大臣宛申出られておられる、先ほど法務省の關係官からその書類を持つて見えまして、重要な審議の際でありますから可及的委員会に出席されることを要望はいたしておきましたが、そのような事情でございまして、どうか御了承をお願いいたします。

○亀田得治君 それでは昨日に引続きまして、一応私の疑問としておるような点について、成るべく早く一通り触れてみたいと思ひます。

そこで「二百八条ノ二」ですね、これを一つ対象にいたします。これは原案よりも非常な改正になりましたが、原案では余りにも五日間延長の対象になるものが多過ぎるということ、被告の立場を守るために、これは大幅修正が行われたものかどうか、どういふ考え方でこれが出て来て結論がついたか、これを少し詳細にお答え願ひたい。

○政府委員(岡原昌男君) 「二百八条ノ二」の修正につきましては、当初長期三年以上の者について特殊な条件の下に再延長を許すというふうな考え方

で起案されたものでございまして、その具体的ないろいろな場合を想定してみますと、例えば多量の選挙違反の事実が入り得るとか、或いは窃盗でも相当の者が入るとか、だん／＼いろいろ議論がありまして、現在の二十日間

の期間でなお且つ賄えないというものは、恐らく内乱騒擾といつたような全国的な規模の、或いは少くとも一地方の騒擾を告すというふうな、大きな犯罪だけではないかというふうな議論が多くなりまして、それでこのういふふうな罪を限つて特殊の場合だけにこれを許すというふうになつたやうに聞いております。

○亀田得治君 それでは法務省の考えとしては、このことによつて人権の尊重が非常に強くなつた、こういうふうにお考えですか、被告人の立場が有利になつておるとお考えですか。

○政府委員(岡原昌男君) 原案がいろいろの罪について適用し得るという建前になつておるのから比へますと、極く、極く限られた内乱、騒擾等の場合だけであるという意味において、有利の修正である、かように理解しております。

○亀田得治君 私はこの改正条文を見まして、何か特殊の犯罪に対して特別な扱い方をしておる、こういう差別的な感じがする。こういう感じがいたしますが、そのようなことは相当議論になりませんでしたか。

○政府委員(岡原昌男君) そういう点も御議論があつたようでございまして、結局こういう場合だけに限るといふふうな結論になつたようでござい

ます。

○亀田得治君 何かこれの経過において破防法関係とか、暴力行為の關係、こういうものも五日間延長の対象にする考えが最初あつたようですが、その点は如何でしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 私どもの希望をいましては、それのみならず、例えば当初これが考えられました大掛りな貨幣偽造団とか文書偽造団とかいつたような事件、或いは全国的にまたがるその他の犯罪等についてもかような勾留の再延長の必要な場合があるのではないかと、こういうようなことを申上げましていろいろな場合を想定した、つまりこういう罪をいろいろと書き並べて私も申し出たのでござい

ますが、まあそれでは少し広過ぎるのではないかというふうなこと、これだけになつたわけでございまして。

○亀田得治君 法務省はどういうふうにお考えでしょうか。私どもは五日間延長を若し認めるのであれば、すべての犯罪に飽くまでもすべての犯罪に法律として認める。但しその法律を實際に運用する場合には必要に応じてお

おるような犯罪が主として対象になるかも知れませんが、飽くまでも法律というものは国民を平等に取扱つて行くことを堅持しておる建前にも合致すると確

信しておるのですね。それで大した理由もないのにこのよう書き方をこ

こに出して来られるという事は極めて疑問があると思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 理論をいたしましては確かに疑問がございまして、刑事訴訟法の中に、特殊な犯罪について特殊な手続をするということは、それは確かに疑問はございまして、ただ現在でも何年以上の罪についてはこのういふふうな取扱ひ、或いは何年以下の罪についてはこのういふ取扱ひというこ

とがございまして、必ずしもそれは理論的に全然成り立ち得ないというほどのものではないのみならず、まあ立法は妥協と申しますので、この点が妥協の線ではないか、かように存するものであります。

○亀田得治君 ここに挙げられておるような問題は誰が見ても、いわゆる政治的な關係の犯罪です。そういう犯罪は自分がその立場に同意するしないは、これは別として、立場の相違というものは別として、お互いの人権を尊重して行くという事は、私はより一層必要の対象にやないか。逆ではないかと私考えておるのですね。一般の強盗とか放火とか、これはもう人間の自然の道義心からみれば、絶対に許されな

い、間違つておることはもう明確だ、そのようなものより以上にこの違つた取扱ひをされる。これは私は何かの場合に、刑法なり刑事訴訟法が重罪なんかについて違つた取扱ひをして

おる場合と少し違ふかと存するのである。ほかの場合でも私疑問がある場合がございまして、併しまあそういう細かいことまで今申上げるときではございせんからそういう問題には言及いたしません、少くともこの場合には、私そういうとなく立場は違つても、大いに国家、社会のことを考えておる諸君であれば、罪は罪、罰するものは罰してよろしい。併しながら罰だけではできるだけ早くやつてやろう、この立場こそが私民主的な立場じやないかと実は確信しておるのですが、皆さんはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(岡原昌男君) おおむねここに列記してあるような犯罪は、多数の者が同時にやるといふような性質のものであらうと思ひます。そこでそれを研究いたしまして、調べをする際にどうしても二十日では調べが付かないという場合の最も大きい犯罪ではないかと思ひます。のみならず国家の或いは一地方の静謐を害するといふような大きな犯罪でございまして、その調べについてはやはりほかの細かい犯罪と違つた一種の扱いをしても、これは止むを得ないことではないだらうかというのがこの考え方であらうと思ひます。

○龜田得治君 そういう考え方をとれば、例えば集団的にいふ／＼偽造をしたとか集団的な智能犯ですね、こういうものなんかもつと複雑な場合が考えられます。そういうもの以上私私悪くとり上げる、これはどうしても筋が通らんとするのです。困難性がある、これは捜査自身はこれらも困難性のあるものであるけれども、如何にして能率的に早く調べるか、そういう立場で

かかつておるわけです。だからいたずらに困難性があるからということでもそれを特殊の犯罪にだけそのような例外を認めると、差別待遇だと、そういうふうな公平な第三者は必ずそう思うのです。本当に困難性があるものであれば、むしろ原案のようになんでもしよう、「犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証人」が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になると認められる場合に限り、「この原案のほうがつと」私被告人の立場を考えておるようにならうと思ひますが、ところがどういふものを外してしまつて、そういう特殊の犯罪についてだけは、そういう条件すらも全部抜きにしてしまつて、無条件に二十五日、この改正案の規定からいふならばもう二十五日がこれらの諸君に対しては、この原則でいいんだ、こういう感じを与えますが、これはどうお感じになりますか。

○政府委員(岡原昌男君) 我々は原案を作りました際の気持が龜田さんによくわかつて頂きまして、私も非常に満足しておるのでもございまして、ただ修正案というものができて参りますと、その読み方といたしましては成る程お話をの通りかようなものだけに限つて特殊の手段をするといふことは、又一つの考え方が出て来ると思ひます。ただ原案におきましては長期三年というところで一応打ち切られて、これは罪名として何々とは書いてございせん、刑法のその関係の罪名を挙げて見れば、結局数が多いか少ないかというので、長期三年を境にして取扱が違つて来るわけ

でございまして。従つてその考え方といたしましてはその長期三年を更に特殊のものだけに限つた刑法の二章、四章或いは八章といふふうにするという考え方もこれは一つ成り立ち得るのではないかとはいふに考えるわけではございまして、これは言わば立法の妥協ではないか、かように理解しておるわけではございまして。

○龜田得治君 立法の妥協とあなたはおつしやるけれども、この適用を受ける対象はみんなあのばら／＼です。百なら百という適用を受ける対象があるとして、そのうち五十のもののために重くするから、あとの五十のものに對しては軽くしてやる。これは私はいふゆる普通の意味で言う妥協にならなかつてあつてそのことについて両者の問題を調和する、例えば補償金を幾ら出すか、その金額を出すほうはこれしかないと言ふ、出してもらいたいほうは、どうしてもこれだけは損害から見て必要なのである。そこに妥協といふものがあり得る。併しこういう条文の場合には、一方のほうは軽くやつて一方のほうは重くなるのですから、これは適用される人権の立場から考えるならば、妥協といふものではない。それをずつと縛り上げるほうから言へば、一方を軽くしたのだから一方を重くする、これは成るほど一種の妥協かも知れませんが、私は人権といふものはそんなに軽く扱われる問題じやなからうと思ひますね。それで二百八条の二の修正に私は実は極めて不満なんです、要約いたしますと、二つになるのです。で、先ほど刑事局長は何かこの修正案によれば原案よりもよりよくこの

被告人のためにはなつたのだと、こういうふうなことを言われましたが、私は非常な疑問を持つてゐるのです。その一つは今申上げたようにこの理由です。条件が全く緩和されておるのです。五日間延長するために、これは例外的措置なんだからというところで、刑事局の原案には先ほど読み上げたような強い条件が付けられておるのです。私もこれだけの条件が付いておれば、これは成るほど例外であるといふ感じを持つておりました、原案を見たときに……。ところが今度はこれを抜いてあるのです。私はこういうことがどうして被告人のためになされた改正であると言えるか。私はとても言えないと思ふのです。これは刑事局長自身もその点だけは私の意見に同感だと思ひますが、如何でしょう。

○政府委員(岡原昌男君) 当該の例えは騒擾なら騒擾の事件が起きて、騒擾の事件として起訴せられるような、調べを受けておるその人間について一人づつ見て行けば、それは龜田さんのおつしやるような議論になると私も思ひます。ただこの法案全体の建前が、あらゆる犯罪について、長期三年以上のあらゆる犯罪について包括的に適用し得るという点を、特殊の刑法二編の二章乃至四章又は第八章の罪だけに限定したといふ意味においては、その適用範圍が非常に狭まつて来るという意味で、包括的に有利だと、こう実は先ほど申上げたような次第であります。

○龜田得治君 あなたのおつしやつたのは、全体として見て有利と思はれるのです。併し私がどういふ刑事関係の問題というものは全体として漠然と判断で

きない問題がたぐさんあるのです。そこで細かく分けてお聞きしておるわけですが、少くとも五日間延長のための原案における嚴重な条件、これを抹殺したといふ点については、これはもう明らかに被告人に不利です。これは今刑事局長もお認めになつた通りです。それからもう一つこの点に関連して私お聞きしたいのは、成るほどこの修正案によりまして、範圍を特定の罪名に限つて来た点は被告人側に有利です。併しながらこれを細かく検討して見ますと、例えばこの第八章の罪です、騒擾罪の百六条の三号です。これを見ますと、附和随行者は五十円以下の罰金なんです。五十円以下の……。これは一例です、私今申上げてゐるのは……。あなたの原案のほうでは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に當るような重大な、何といひますか、被告人に對してだけ、例外的にこれを認めてくれと、こういうことである。ところがこの改正案を見ますと、単に第八章の罪とこう書いてあるのですから、私が、今申上げた五十円以下の罰金に該当するようにならなかつたに含まれるのです。これはあなた、何です。対象から言ひましてあなたとは原案よりも縮まつてゐるんだと、こうおつしやいますけれども、この点ではむしろ原案よりも巾が拡がつておるのです。原案ではそういうものを考えておらない人たちが、この改正案によりまして五日間延長の対象に入つて来るのです。而も私それが長期一年或いは二年以上というふうな人たちが含まれたというのであれば、まだ了解できますが、いやしくも体刑から外されておる、罰金の対象にしか

きない問題がたぐさんあるのです。そこで細かく分けてお聞きしておるわけですが、少くとも五日間延長のための原案における嚴重な条件、これを抹殺したといふ点については、これはもう明らかに被告人に不利です。これは今刑事局長もお認めになつた通りです。それからもう一つこの点に関連して私お聞きしたいのは、成るほどこの修正案によりまして、範圍を特定の罪名に限つて来た点は被告人側に有利です。併しながらこれを細かく検討して見ますと、例えばこの第八章の罪です、騒擾罪の百六条の三号です。これを見ますと、附和随行者は五十円以下の罰金なんです。五十円以下の……。これは一例です、私今申上げてゐるのは……。あなたの原案のほうでは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に當るような重大な、何といひますか、被告人に對してだけ、例外的にこれを認めてくれと、こういうことである。ところがこの改正案を見ますと、単に第八章の罪とこう書いてあるのですから、私が、今申上げた五十円以下の罰金に該当するようにならなかつたに含まれるのです。これはあなた、何です。対象から言ひましてあなたとは原案よりも縮まつてゐるんだと、こうおつしやいますけれども、この点ではむしろ原案よりも巾が拡がつておるのです。原案ではそういうものを考えておらない人たちが、この改正案によりまして五日間延長の対象に入つて来るのです。而も私それが長期一年或いは二年以上というふうな人たちが含まれたというのであれば、まだ了解できますが、いやしくも体刑から外されておる、罰金の対象にしか

らないと、こんなような人まで、どうしてこの修正案というものがこへ入られて来たか。この点はあなた、どうお考えですか。これでも全体として被告人の立場に有利だとあなたはお考えになりますか。

○政府委員(岡原昌男君) 刑法第二編第八章の騒擾の罪であります。そのうち御指摘のように第三号の附和随行者については罰金の刑だけになっております。で、こういう場合にどうなるかというところでございます。実際問題として、例えばメーデー事件の場合などのやり方と申しますか、勾留の仕方をお考えになりますか、いわゆる附和随行者、単純なる附和随行者といったようなものについては勾留期間が非常に短くなっております。大体ただ付いて行つたに過ぎないということがわかります。直ちにこれを釈放いたしました。先般の調べによりましてはいわゆる勾留の更新をしたというのとは極めて異なるものでございます。で、実際にこれを今度は捜査を終了いたしました。起訴した場合には附和随行者以下、勿論身柄不拘束のままでこれを起訴しておるのでございまして、実際の身柄の取扱いとしては御心配のようなことはないと思はれております。

○政府委員(岡原昌男君) 修正案の条件を今度の修正案がつけていないために不利な面が出て来たのじやないかというお話は、字句上は確かにその通りでございます。ただ私も考えましたのは、長期三年以上の比較的重い犯罪について、これを何でもかんでも勾留の再延長を認めるということは妥当ではないので、これを主として非常な

困難な事件、殊に多数の者が関係し或いは多数の証拠物があるというふうな事件に限るにはどうしたらいいだろうかと。いろいろその条件を付すのに至つた考え方でもございまして、従つてその考え方の方としては、この修正案と必ずしも違つていないのでございまして。そういう意味におきまして具体的に扱ひとしては結局似たようなものになるうかと、かように私もは考えております。

○龜田得治君 これは私、そのような御答弁をされますが、実際そういう罰金に当るような諸君についてはなお勾留はしておらない。これは私もそういうことは、今までの事実も認めます。それであればなお更この改正案というものは、実際の現象にふさわしくないのです。私はそういう点で原案のほうがよほどその点を注意して、考えて置かれたものだと思はれておるのであります。恐らくは修正案を作られた際に、一体そういう第八章の騒擾という中には大きいのもあれば小さいのもある。そういう罰金に該当する程度のもものも含まれておるんだと、そういうふうな点については相當な論議があつたのでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) 修正案の作成の現場には私勿論立会つておりませんので存じませんが、恐らく事の性質上當然論議があつたものと私は考えております。

○龜田得治君 まあ私の想像ですが、恐らくなかつたんじゃないかと思ふのです。国交とか内乱とか騒擾とかこいうふうな言葉が出ますと、ともかく一番重い死刑とかそういう諸君のとだけが頭の上へ誰でもびんと来るの

です。そしてそういうものについては五日間程度の延長はいたし方ない、そういうことでつと進んだんじやないかと思ひます。恐らく誰かが……併し罰金五十円以下というふうなことを書いておるようなものになつて、改正案を作つた人がこの例外規定を広めようとは私考えておらないのが真意じやないかと思ふのです。私今からでも反問してみれば、恐らくいやそんなつもりではなかつたんだとおつしやるかも知れないと思ふ。私このまの二百八条の二というものが参議院を通過すれば、随分社会的にいろいろ非難を受けると思ふのです。いゝやんや原案があの様に厳重な書き方をされておるそれとの比較においてね。これはいづれこういう明らかな間違いです。……これは私は間違ひだと思ひます。恐らく本当に罰金五十円程度で、これはもう普通の詐欺とか窃盗とかそういうものよりもつと強く取扱わなくてはならぬのだ。そんな気持ちでやられたものじやなからうかと私は思ふのです。従ひまして、私はまあ今度の刑事訴訟法改正全般については、私の立場からしていろいろ／＼な考え方を持つております。併し今そういう広汎な立場でものを言つたんでは余りにもものごとが複雑になり過ぎますから、これは成るべく慎んでおるのでございまして、ただ修正案が作られた、その修正案を作つた人たちの立場に鑑みまして、私はこの二百八条の二というこの第八章の罪、これは何らの但書も付けないでこのまゝにしておくことは、甚だ私は不穩当だ。そう確信しておるのです。まあ間違ひがあれば、これは誰だつてあとから訂正した

らいいのですから、忌憚のない一つ、これは法務總裁が本日御病氣で御出席になれませんので、大変そういう点に對する根本的な氣持がお聞きできないのは残念でございますが、私も問題がなければもう……。ほかの法案についてもそうです。自分で言いたいことでもむしろ遠慮しているくらいにしておるのです。併しも法律家が考へて明らかにもう不均衡、釣合ひがとれないのです。……、こういうことがあるのに、いゝやん法務委員として末席を譲つておる以上は、これはどうして何も何とか救済をしてもならぬやうでもない。……、こういうふうな思つておるのですが、これは一つ大臣に代りまして政務次官のお考えをちよつとお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(三浦實之助君) 改正する場合のこれはまあ内容については自分では余り関係しませんが、詳しくは申上げることは出来ないと思ふのです。が、要は非常にこの修正案が御承知の通り議論になつて、非常に練りに練つてきたことでありまして、そういうふうな条文の体裁から見てこう書かなければ工合がつかつたやうなものと同時に、やはり従来の例でやはりそういうふうな今あなたの御指摘になつたやうな問題については、実際の問題としてはそのような延長をされるようなことは恐らくないだろうと思ふのでありまして、そういう観点からこの法文の体裁をこしらへる意味において、又実際ににおいては御心配がなからうというやうなことから、これはどうできたものだと思ふのです。

○龜田得治君 私のお聞きしたいのは、原案では長期三年以上の懲役若しくは禁錮、本當の重罪ですね、こ

うものは禁錮、本當の重罪ですね、こ

うものは禁錮、本當の重罪ですね、こ

うものは禁錮、本當の重罪ですね、こ

うものは禁錮、本當の重罪ですね、こ

ことを一つ発案者の諸君とも御連絡を願つて、御努力願えないかと実は思つておるのです。そのほうが一番おだやかでいいわけですね。そういうお考えはないでしょうか、もうこのままでいいということでしょうか。これは政務次官に一つお願いします。政治的な問題ですから……。

○政府委員(三浦寅之助君) 御承知のようにこの改正は、集団犯罪の点に重点を置いてやつたことでありますし、殊に又国会の委員会に練つてそのうして決定したことでありまして、政府当局として今御意見のようなことにするということはできないだろうと考へますので、今ちよつと考へておりました。

○龜田得治君 それは修正するとすれば、ちよつとしたところで手続上厄介でしょう。会期も迫つてゐるからというわけで、そんなような厄介なことは避けたい、そういうお気持はわかりますよ。併しそういうことを、これはもう誰が考へて見ても、これは原案でも予想しておらなかつたことなのですからね。これは少し行過ぎだとお感じになるうと思ふのです。私は是非一つこれは御再考願いたいと思ふのです。この点は十分みんなの意見がまとまればその面倒なことをしなくてもさつさと修正は私にはできる問題ではないかと感じてゐるのです。

○政府委員(三浦寅之助君) 御承知のように、勾留は原則としては罰金のとくには殆んどしないというところは御承知の通りでありまして、実際の運用の場合に、又取調べてゐる場合に、御心配のような点は恐らくないであらうと思ひます。運用上は支障はないと思ひ

のです。ですからそう特に御心配にならなくても、又法案の体裁を壊さなくてもいいだろうと思ひます。そういうふうな運用上支障はないものと考えております。

○龜田得治君 そういう考へ方であれば、刑事訴訟法というものは取調べる側から見て、必要以上に権限を持つような考へ方があつてもつちでも出て来ると思ふ。これは必要最小限度のことにしておいてもらふと困るわけなんです。刑訴というものは明らかにならうと思ふのです。そのために例えれば科学的な捜査とか、そういうようなことも又半面強調されるわけなんです。こんな罰金五十万程度のものにこんな重大な例外を適用するということはおかしいですよ。私は本日に衆議院における発案者がそれを含める意味でやつたものかどうか、実は確かめたいと思つてゐるのですが、これはあんなのはうでそういう私が申上げたような議論の立場からお確になつたことがあるのですか、単なる想像でござい

ましようか。

○政府委員(岡原昌男君) 単なる想像というよりは、想像を若干超したものでございまして、どういふ罪について一体勾留を延長する必要があるだろうかとこの点について若干のお尋ねがあつたことは事実でございまして、それで私どもが当初考へておりました内乱騒擾といつたようなものから始まりまして、例えば偽造の場合とか、詐欺の場合とか、いろいろの場合がある、或いは暴力行為の場合とか、あつたのでございまして、そのうち最も勾留の再延長の必要のあるような場合、而も罪が

相当複雑、困難、或いは多衆共同といつたような形で行われるというふうなものを選りすぐつて、先ほど申上げましたような第二章乃至第四章、又は第八章、こういうふうな書かれたのであらうと思ひます。ですから恐らく衆議院ではその第二章から第四章の罪、或いは第八章の罪について一応全部検討されたのではないかと思ひます。ただ立法技術上御承知の通り第何条、第何条、第何条といふふうな全部書き上げるといふことはかなりむづかしいと申しますが、法文が汚なくなると申しますか、そういうような関係で章で括つたという立法技術上の問題があつたのだらうと思ひますが、私どももいたしましては、こゝで書いてございまして、実際の運用として、単なる罰金の事件についていつまでも身柄を拘束する、それは最初の逮捕はございまして、事実の真相を或る程度明らかにするために最初の逮捕はこれはあり得るわけでありますが、或る程度事件の内容がわかつて来れば、これは附和随行だといふことがはつきりした以上は、これは三日なり五日なりで当然放すことになると思ひます。実際そうやつております。この前のメーデー事件なんかでも、そういう簡単な罰金に該当する事件をいつまで抑えておつても仕様がありませんから、いわゆる石を投げたといつたものか、或いはだん／＼となぐりつけたが烈しいといつたようなものを中心として調べが首魁のほうに及んだといふような点から申しまして、かような附和随行的なものについては、實際上は再延長……、延長もそうでありましようし、いわんや再延長といつた問題は起らんのではないかと、私ども

はかように考へております。

○龜田得治君 そこなんです。必要がないことなら書く必要がないじやないか。それからもう一つあなたは今御答弁になりました中で、第何条或いは第何条の第何号といふふうなふうにいぢ／＼書き出すと非常に面倒くさい、法文も汚くなる、こゝおつしやいますけれども、やはりそういうふうな書いてある場所も刑法や刑訴の中にところ／＼散見するわけですよ。そんな書くのが少し長くなるからといふようなことで、ともかく法律の対象になつてゐる人から見れば、これは大変な問題なんです。それから、そういう便宜なこと、まあ一つ取扱上は注意するから、こゝは簡単に書かしておいてもらうからと、そんな権威のないもので私はあつちやならないと思ふ。法律を作る以上は、必ず必要性がある、そして必要性があつて作るのですから、必ずそういう事件が起きたら、その対象に対して適用されるものでなければいかんですよ。私は作る以上は適用してもらいたいと思ふ。ところが初からそんなあなた問題にならないよ、うなものを何で入れて置く必要があるのですか。私は決してこれは発案者の意図はそんな悪質なものではないに、これは単なる過失ではないかといふふうな感じもいたしてゐるわけです。で、この点だけで余り時間を取りまして、ほかの時間に触れる時間が少なくなりますから一応この程度にこれはいたしておきます。

○委員(長瀬一君) 速記をとめて下さい。

午前十一時十一分速記中止
午前十一時三十七分速記開始

○委員(長瀬一君) 速記を始めて下さい。

○説明員(岸盛一君) この百九十九条の第二項に逮捕状発付の要件として消極的な規定として明らかにその必要のないときは、明らかに必要のないときにはこの限りでないという規定になつたやうであります。そこで逮捕状発付についての必要性の判断ということにつきまして、裁判所としての考へ方を御説明申上げて御参考に供したいと思ひます。

この逮捕状の制度は御承知のようにアメリカのヴォラント・オブ・アレスの制度と申しますか、アメリカの逮捕状制度をとり入れたものらしいのであります。で捜査の最初の段階において、裁判官の逮捕状、令状によつてでなければ逮捕されない、そういう意味で非常に捜査手続における、殊に逮捕手続における国民の人權の保障ということが考へられてゐることは当然であるわけでありまして、殊に憲法が今状主義、人身の拘束についての令状主義という建前をとつておまして、それを受けてきてゐるのがこの逮捕状の制度である、さうに考へられるわけでありまして。

ところでどういふ制度になりまして、逮捕状は常に裁判官が出すということになつて、果してどの程度国民の、被疑者の人權が保障されるかといふことは、この逮捕状発付の制度だけではなく、これと関連する捜査手続の全体の仕組、それから逮捕状の性質といふものと関連して考へなければならぬ問題なのでございまして。同じ逮捕状といふ名前を持つておりますけれども、アメリカにおける逮捕状と、それ

から新刑事訴訟手続における逮捕状というものは、その性質がまるで違っているといふことが一つ大きな点なのでございませう。この憲法が裁判官によつて捜査の行過ぎをチェックするといふやり方、これが新刑訴では、この逮捕の段階では、逮捕状の制度といふものとして現われております。これは確かに旧刑訴に比べますと、例の行政検束とか、或いは違警罪即決処分を利用して被疑者の取調べをしたといふようなことは、この逮捕状制度の下では行われなくなつたといふ意味で、旧刑訴法に比べますと非常に人権保障の線に添つてゐることは明らかであります。

併しながら御注意頂きたいことは、捜査手続、殊にこの逮捕状を出すときに、裁判官がどの程度捜査事件にタッチしてゐるかといふ点なのでございませう。アメリカの逮捕状と申しますのは、これは捜査機関がやはり裁判官に請求して発付を受けますが、この逮捕状の内容といふものは、逮捕をしたからその被疑者を裁判官の面前に連れて来い、自分の面前に連れて来いといふ意味の命令なのでございませう。捜査機関がその逮捕状を受けて、そうして被疑者を逮捕しますと、裁判官の面前にその被疑者を連れて行つて、そこで証拠を出して、そうしてこの逮捕者がこゝういふ犯罪を犯したといふことを一応立証しなければならぬわけなんです。その手続は公開の法廷でやる。つまり予備審問というふうに申しております。アメリカでも逮捕状は多くは書面審査で出されてゐる。而も逮捕状発付の要件は、被疑者が犯罪を犯したことを疑うに足る合理的な理由があればそれを出す。州によつてはそれが裁判

官の義務であるといふ規定も置かれてゐる。逮捕状のほうはそういうふうな書面審査で出しております。それは必ずしも書面審査でなくて、証人をそこへ連れて来るということもやれるような立法の州もあるようであります。併し全体的には逮捕状発付の要件は、新刑訴の逮捕状発付の要件として變らないのであります。併しながら大事なことは、裁判官が行過ぎをチェックする、大事な点は逮捕状発付の点ばかりではなくて、先ほど申しました予備審問です。逮捕状によつて逮捕した人間を裁判官の面前に連れて来て、そこで逮捕した者に対して或る程度の立証をさせる、裁判官がそこで提出された証拠、これは場合によつて証人を連れて来て、そこで証言をさせるといふこともやるわけですが、つまり公開の法廷でやるわけでありませうが、その際に、裁判官がこれは将来有罪の判決を得る見込みがないといふふうに考えますと、すぐ即座にそこで被疑者の釈放を命ずるわけでありませう。そこで被疑者は釈放される。でそうでない有罪の見込みありといふ者、これに対して裁判官が勾留状を出す、そうなりませうと檢察官がすぐ簡単な、簡易の起訴手続による場合もありませう、又更に事件の種類によつては起訴陪審にかける。そうして被疑者が起訴されて被告人になる。こゝういふような仕組みでありますから、その予備審問の段階で裁判官が被疑事件のほぼ全貌を調査して、そうしてこれから先手続を進めることを許すかどうかといふことを審査して、そう

作用だといふことができるわけなんです。このように捜査の機構がそうなつております。又逮捕状の性質も、それをつかまえて警察へ行つて調べていいといふ日本のような逮捕状ではなくて、先ず裁判官の命令なのであります。そこに大きな違いがあるといふことを一つ御留意願ひたい。

それからこの新刑訴の手続は、これは逮捕状の制度といふものを取り入れましたけれども、今申し上げましたような事情で、これはいわば換骨奪胎してとり入れた制度と言つても止むを得ないと思ひます。而も捜査の仕組みは、先ず逮捕状によつて警察で四十八時間調べる。それから檢察庁へ送つて二十四時間、檢察官が更に勾留を請求して、勾留状が出ますと十日、それが更に延長されると十日といふような仕組み、これは旧刑事訴訟法時代の捜査の仕組みとそう大して變つてゐない。つまり裁判官が捜査手続に介入する余地といふものはアメリカと比べますと格段の相違がある。日本の仕組みの下では、裁判官はただ令状を出すだけである。そしてその令状がどう使われるかといふことについては、裁判官は何ら捜査手続に介入する権限、余地といふものは認められてゐない。そういう点に大きな違いがあるわけなんです。ですから逮捕状の性質といふのがアメリカのような制度になりますと、逮捕といふものは捜査の終りなんです。捜査機関がいろいろ捜査して、これに間違いないといつて証拠を揃えてとにかく逮捕状を得て、そうして裁判官のところに連れて行つて裁判官の面前で、公

開の法廷で立証するといふ仕組みです。開の法廷の終りと言つて差支えないと思ひます。ところが日本のこの新刑訴の捜査手続の仕組みの下ではそれは言えない。むしろ逮捕は捜査の始まりといふふうに見られるべきものじやなからうか。そこに非常に逮捕状制度についての非常な違いがある。一番憲法が考へております裁判官によるつまり捜査の行過ぎのチェックといふこと、これが現行刑訴の下では十分に考へられていないと言わざるを得ないと思ひます。ただこゝう申しました、も果してどういふふうな捜査手続をこの際やるかといふことはこれは又別問題で、これは又大きな問題、捜査の技術とかそれから捜査の実態、そういうものがアメリカと日本とでいろいろ事情が違ふと思ひますから、すぐアメリカ式のものを日本に持つて来て、それでうまく行くかと、そういうことは簡単に結論することはできないと思ひます。併し少くとも捜査手続の仕組みについて、もつと根本的に考へる余地があるのじやなからうかといふことは申し上げることができると思ふのであります。

そこで、次に現行刑訴の百九十九条を見ますと、逮捕状発付の要件として、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があれば逮捕状の請求ができる、ただこれを規定してある。つまり逮捕状発付の要件は、犯罪の嫌疑について相当の理由があればよいといふふうな規定されておるのです。その百九十九条の規定から、その際に犯罪の嫌疑があつたといふことのほかに、つまり逮捕状を出して身柄までも拘束しなければならんかどうかの

判断、つまり逮捕状発付のつまり必要性の判断といふふうな呼んでおりますが、その必要性の判断が裁判官にあるかどうかといふことが議論になつておるわけなんです。その議論になります理由は、百九十九条の逮捕状の規定と六十条の勾留状の規定と比較して見ますと、勾留状の発付要件として見ると、罪を犯したことを疑うに足る相当の理由のほかに、被告人が住居不定である、或いは逃走の恐れがある、或いは罪証隠滅の恐れがある、そういう六十条の一項の一号から三号までに規定されてゐるそういうものが勾留の理由として更に附加されてゐる。ところが逮捕状についてはそういうような規定がない。先ほど申しましたようにただ「罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」犯罪の嫌疑だけしか規定されてゐない。そういうような条文の規定自体からそういう逮捕状を出す場合に、被疑者は住居がはつきりしておつて逃げの恐れがない、或いは罪証の隠滅もないから逮捕状を出さなくてもいいじやないかといふような判断権が裁判官にあるかどうかといふ、この点が議論になつておるわけなのであります。学説の傾向としましては裁判官に判断権がないといふ考えが強いように思ひます。その反対に必要性の判断権があるといふ学説、これも無論有力な学説もあるわけでありませう。併し有力な必要性の判断権があるといふ学説も、やはり無条件に必要性の判断ありとは申しません、と言ひますのは、つまり裁判官はその段階において事件の全貌を知ることができないことから、逮捕の必要があるかどうかについては十分捜査機関の意見を尊重しなければな

開の法廷で立証するといふ仕組みです。開の法廷の終りと言つて差支えないと思ひます。ところが日本のこの新刑訴の捜査手続の仕組みの下ではそれは言えない。むしろ逮捕は捜査の始まりといふふうに見られるべきものじやなからうか。そこに非常に逮捕状制度についての非常な違いがある。一番憲法が考へております裁判官によるつまり捜査の行過ぎのチェックといふこと、これが現行刑訴の下では十分に考へられていないと言わざるを得ないと思ひます。ただこゝう申しました、も果してどういふふうな捜査手続をこの際やるかといふことはこれは又別問題で、これは又大きな問題、捜査の技術とかそれから捜査の実態、そういうものがアメリカと日本とでいろいろ事情が違ふと思ひますから、すぐアメリカ式のものを日本に持つて来て、それでうまく行くかと、そういうことは簡単に結論することはできないと思ひます。併し少くとも捜査手続の仕組みについて、もつと根本的に考へる余地があるのじやなからうかといふことは申し上げることができると思ふのであります。

そこで、次に現行刑訴の百九十九条を見ますと、逮捕状発付の要件として、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があれば逮捕状の請求ができる、ただこれを規定してある。つまり逮捕状発付の要件は、犯罪の嫌疑について相当の理由があればよいといふふうな規定されておるのです。その百九十九条の規定から、その際に犯罪の嫌疑があつたといふことのほかに、つまり逮捕状を出して身柄までも拘束しなければならんかどうかの

判断、つまり逮捕状発付のつまり必要性の判断といふふうな呼んでおりますが、その必要性の判断が裁判官にあるかどうかといふことが議論になつておるわけなんです。その議論になります理由は、百九十九条の逮捕状の規定と六十条の勾留状の規定と比較して見ますと、勾留状の発付要件として見ると、罪を犯したことを疑うに足る相当の理由のほかに、被告人が住居不定である、或いは逃走の恐れがある、或いは罪証隠滅の恐れがある、そういう六十条の一項の一号から三号までに規定されてゐるそういうものが勾留の理由として更に附加されてゐる。ところが逮捕状についてはそういうような規定がない。先ほど申しましたようにただ「罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」犯罪の嫌疑だけしか規定されてゐない。そういうような条文の規定自体からそういう逮捕状を出す場合に、被疑者は住居がはつきりしておつて逃げの恐れがない、或いは罪証の隠滅もないから逮捕状を出さなくてもいいじやないかといふような判断権が裁判官にあるかどうかといふ、この点が議論になつておるわけなのであります。学説の傾向としましては裁判官に判断権がないといふ考えが強いように思ひます。その反対に必要性の判断権があるといふ学説、これも無論有力な学説もあるわけでありませう。併し有力な必要性の判断権があるといふ学説も、やはり無条件に必要性の判断ありとは申しません、と言ひますのは、つまり裁判官はその段階において事件の全貌を知ることができないことから、逮捕の必要があるかどうかについては十分捜査機関の意見を尊重しなければな

開の法廷で立証するといふ仕組みです。開の法廷の終りと言つて差支えないと思ひます。ところが日本のこの新刑訴の捜査手続の仕組みの下ではそれは言えない。むしろ逮捕は捜査の始まりといふふうに見られるべきものじやなからうか。そこに非常に逮捕状制度についての非常な違いがある。一番憲法が考へております裁判官によるつまり捜査の行過ぎのチェックといふこと、これが現行刑訴の下では十分に考へられていないと言わざるを得ないと思ひます。ただこゝう申しました、も果してどういふふうな捜査手続をこの際やるかといふことはこれは又別問題で、これは又大きな問題、捜査の技術とかそれから捜査の実態、そういうものがアメリカと日本とでいろいろ事情が違ふと思ひますから、すぐアメリカ式のものを日本に持つて来て、それでうまく行くかと、そういうことは簡単に結論することはできないと思ひます。併し少くとも捜査手続の仕組みについて、もつと根本的に考へる余地があるのじやなからうかといふことは申し上げることができると思ふのであります。

らない、そういうふうに説明するのであります。これは必要の判断権があるという学説でも、ただ野放しに裁判官の自由にきめるのだというふうには申しませんで、やはり捜査の過程においては、捜査機関の意見を十分に尊重しなければならぬ、そういう制限付きの判断権というものを認めておるわけなのであります。これが本当の裁判官による捜査の行過ぎのチェックに果してなるかどうか、そういうことになりますと尊重しなければならぬ。どうかと疑われる場合には、やはり捜査機関の意思を尊重しなければならぬ、ということになります。事実上必要に同じになりやしないかというふう

に思われるわけなのであります。ところで裁判所の実際も、この点は非常に逮捕状の濫発という世間の声、これはもう常に問題にしている、考えておるのですが、規定の正面から言え、先ほど申しましたような理由で勾留状発付のときのような要件まで調べることはできない。併しながらただ必要の判断権がないと言つただけでは、折角憲法が令状主義というものを、原則として裁判官によつてチェックしようという趣旨が全然無視される。そこで実務の大体の傾向としましては、条文上の根拠がありませんけれども、明らかに逮捕の必要がないと思われるような場合、これは逮捕請求権の濫用であるという考えで、逮捕状の請求を却下する、そういう考え方をとつておるわけなのであります。

どういふ場合がそういう場合に当りますかと言いますと、よく実務の上で問題になりますのは、いわゆる例のた

らい廻しといふものです、たくさん、先づ一つの罪で逮捕状を請求した。それが起訴の途がなくなると、今度は別な罪で逮捕を請求してやるといふようにして、事実上そうやって逮捕による拘束の期間を長引かせるというやり方、そういう疑いのある逮捕状の請求がある、これを逮捕権の濫用であるといふふうな考えで却下するのであります。そのほかにも犯罪の軽重とそれから情状等から見て全然拘束までして罰せなくてもいいんじゃないかというところが明らかの場合にはこれも却下する。実例上はそういうふうにして逮捕状による捜査の行過ぎというものをチェックいたしておるわけなのであります。併しそう申ししましても、何分にも条文上の根拠があつた上ではないこと

でございまして、この点が今度条文の上にはつきりなりました、裁判官は勇氣と決断を持つてそういう場合をどう／＼処理することができ、さういふことになるわけでありまして、その際に捜査の仕組みが先ほど申しましたような捜査の仕組みになつておりました。裁判官がちよつとおかしいと言つただけで、必要性についてちよつと疑義を持つたということだけで／＼逮捕状を職するということになります。これは又捜査を妨害するといふやうな虞れも起るわけですから、そこでアメリカの手備審問における裁判官のように、事件の全貌をすつかり調べ上げた上で判断するといふ仕組みなら格別、そうでない先ほど申しましたやうな性格の現行捜査手続の下では、捜査手続の冒頭の逮捕状だけによつて、それだけによつて捜査の行過ぎを十分にチェックできるといふことは、

制度自体から言つてやはり無理な点があるのじやなからうか。又こういう仕組みの下で、余り捜査の段階で裁判官が捜査手続に介入するといふことも、今のこの仕組みを前提としては、これはむしろ不可能である、疑問であるといふわけで、この但書のやうなことがはつきり条文化されますれば、従来解釈で、裁判官の頭の中の操作だけでやつたことが、条文上の担保を得るといふことになりましますので、この点が非常に改善されることにならうと思つてあります。

そこでな御参考のために先ほど申し上げましたやうなこのアメリカの逮捕制度の下においても、やはりアメリカでも逮捕状は無差別に執行されるという非難があるのです。まあ日本で言いますと、逮捕状が濫発されているといふ非難がアメリカですらあるわけなんです、それは何を言いますかといひますが、それは捜査の当初の段階においてその裁判官にチェックしろと言つても事実上できないと言ひ、捜査の最初の段階ですから……これが公判手続のようには裁判官が事件について審理を進めて行きますと、この被告人の身柄を釈放していいか、もつと勾留を継続しなければならぬかといふことが裁判官にはよくわかる。ですから、勾留中はもう保釈とか執行停止といふことは、裁判官の責任において自由にできるのではありません。事件の全体について審理しない、裁判官が審理しない捜査手続の下においては、そういうことを裁判官に期待するのは、まあ十分に期待は持てないと言わざるを得ないと思つてあります。そこでアメリカでも

逮捕状の濫発という非難があります、この濫発というのには裁判官が出すという意味の濫発じゃなくて、逮捕権の無差別な執行という言葉を言つておられます。法律上の逮捕権が認められたからと言つて、それを無差別に執行するのはよくない、そういう意味の逮捕権の無差別に対する濫発といふことが言われておりますが、それに対する対策としてアメリカで考えられておることは、一つは逮捕状の請求を受けた裁判官が逮捕状に代えて召喚状を出す、身柄を拘束しなくても強制的に出頭を命ぜればいいじゃないかといふ意味で召喚状を出すというやり方でございます。併しこれは先ほど申しましたやうに、アメリカの逮捕状は裁判所に被疑者を連れて来いという命令ですから、召喚といふことも可能なわけでありまして、

それからもう一つの第二の方法としておられますのは、逮捕状の請求をするについては検察官のアプルーヴを得て来い、そういう制度であります。これは立法として条文が出ておるかどうかはつきりいたしません、まあ文獻によりまして、ミズウリー州では、すべての犯罪について逮捕状を請求するときは、先ず検察官のアプルーヴを得た上で請求すると、そこでつまた法律的不教養のより高い検察官の手を経て不当な逮捕状の請求をチェックするといふやり方、それから又或る州ではすべての犯罪ではなくてまあ重罪、重罪については必ず検察官のアプルーヴを得なければならぬ。そういうやうなことをやつて、この逮捕状濫発に対する対策といふことを考えられておるのです。

それからもう一つ、この逮捕状について御注意願ひたい点は、この日本の制度の下における逮捕状は、アメリカのやうに裁判官のところに連れて来いという命令ではなくて、逮捕の権限を付与するといふ、まあ許可を与える、一種のこれは広い意味では裁判になりませんが、逮捕権があるといふことを認めてやるという性質のもので、逮捕しなさいという命令ではないわけなんです。でありますから、逮捕状を得た捜査機関がそれを、逮捕状を行使するかどうかといふことは、やはりその捜査機関が十分考へて行使しなければならぬ。逮捕状を得た当時は逮捕しなければならぬやうな情勢であつたとしても、一週間たち二週間たつて、逃亡の虞れもなければ、罪証隠滅の虞れもない。身柄を拘束するほどのことないといふことがはつきりした場合に

は、むしろそういう場合には捜査機関が令状を行使しないで、自由な任意な捜査をやつて然るべきものじやなからうか。殊に逮捕状についての必要性といふことを問題にいたしますが、逮捕状の必要性についての一番大事な点は、発付についての必要性、もとよりこれは、必要のないものを／＼出すといふことはいけません、更にその先の段階の執行のときの必要性、それをやはり考へなければならぬ。これは併し捜査機関の内部のやはり自衛によつてやつてもらふ以外にはない。まあさういふわけで、この同じ逮捕状という制度を持つて来ましても、その内容といふものはまるで違ふ。性質が違ふ。根本的に捜査手続の仕組みが違ふと、そういうことを併せてお考への上この法案について／＼御審議

頂ければ、まあ御参考までに申上げ
たわけでありませう。

○中山議員 私の申上げを明
確にしておかんとおもうのです
がね。私は只今一松委員のおつしやつ
た通り、この起訴前に懸念の二、三、
三、のうちのどれに該当するかとい
うことを決定するまで勾留されるわけ
ですから、この決定されたときで二
十日以上にあつた五日、二十五日で調
べ上げたときには、もうこれは手の付
やうがないわけですね。そこへ決定とい
うことはたゞさんの、多衆の人が個々
別々にやられるときは、これははつき
りして、この条項のどれに当るとい
うことはよくわかるのです。ところがこ
れを一時に決定する、最終の日に決定
するといふ場合には、これは二十日の
が二十五日になる場合があると思
うのです。そういうときには取返しのつ
かないやうなことが出て来て、誠に被
疑者に対してお気の毒という立場にあ
るわけですが、そこを私どういふやう
にしてそれを、一つその弊害、或いは
その何と申しますか、陥りやすい弊害
を除去することができるといふこと
を、もう少しこれを研究する必要がある
のじやないかと思ふのですが、どう
でしょう。

○委員(岸君一君) 一つその点は只
今岸刑事局長が申した百九十九条
二項但書の岸君の説明ですと、「明ら
かに」といふことになつたほうがよ
しいという意味ではないかと私は思
います。これは御質疑によつて明らか
にして頂きたいと思ひます。

それから勾留期間の延長の問題は、
先ほどのお話のように別途その審議に
当りました衆議院の委員の諸君と委員

会を離れて懇談をいたしてその間の事
情を明らかにして、又各委員から先ほ
どのお話のようにお尋ねを願ひたいと
思ひます。それでよろしうございま
すか。後段の……

○一松定吉君 「明らかに」はやはり衆
議院の連中もやはりそういうものを中
に入れて懇談をする、今岸さんのお
話だけでは明らかにされるのはいいか
どうかといふまだ問題の解決になつて
おりませうから……

○委員(岸君一君) 岸君もそれに触
れておるやうでありましたから、若し
御質疑があれば別途向うの委員会に申
込みをしておきながら、その点につ
いて一つ御質疑を願ひたいと思ひます。
或は岸君に御質疑がなければ結構です
が……

○亀田得治君 岸さんにちよつとお尋
ねしたいのですが、今度こういう刑事
訴訟法の改正案が逮捕状の體裁に對
する一つの抑制の意味で設けられる。こ
ういふことになりまふと、あなたの見
込みでは、従来抑制しておつたよりも
もつと多く判事が抑制するだらうと、
まあ従来私どもの経験でも先ほどあな
たがおつしやつたやうな立場で警察官
から請求があつても逮捕状を出さな
い、こういうやうに職つておる判事も
相当あるわけですね。そういう場合
もあなた随分強硬だと、そういう場合
にね、そういうやうにお考えですか。

○説明員(岸君一君) その点は先ず第
一に、こういう法律ができましたと規則
のほうで、今度逮捕状を請求するとき
にはどうも疎明資料を、従前のたゞ罪
を犯したことを疑ふに足りるといふだ
け、まあ嫌疑事だけの疎明資料じや
なくて、やはり逮捕を必要とするとい

ふことの疎明資料の提出を求めること
になりますと、先ずその点で制肘する
ほうが先ず従来よりもつと慎重にな
らなければならぬといふことになり
ます。それから裁判官のほうとしま
しては、先ほど来御説明しましたやう
に、又只今お尋ねのありましたやう
に、条文上の点がはつきりしますれ
ば、従来よりも遙かに決断を待つて不
当なものとは却下する、そういうこと
になることはもう明らかであると申上
げてよろしいと思ひます。むしろ従来裁
判官は法律の解釈については疑義を待
ちながらやつておつたわけなんです。
そういうことをむしろやりたいと思つ
ているくらいなんです。

○亀田得治君 私もういふことを期
待しているわけですがね。併しそのた
めにはこれは裁判所の機構自身として
相当考へるべき点があるのじやない
か。逮捕状關係の判事は随分たくさん
の事件を扱つておられます。東京とか大
阪とかそういう場所ではね。従つて自
然に官判になりやすいのです。そうい
う点に對して丁度仮処分事件のため
に、この専任の判事を民事關係で置
ておられますね、重要なところは……

大阪、東京といったやうな特別なとこ
ろには何かそのやうな措置までお考
へになりますと、この法律の条文の改
正だけでは、まあ初め少し意氣込んで
やりまして、結局過勞で駄目になつ
てしまふ。こういうことを私関連して
心配してはいたんですが、丁度直接その
關係を指揮される最高裁のほうからお
越しになつたから聞くのですが、それ
はどういふやうにあなたのほうでお考
へですか。

○説明員(岸君一君) その点は今後裁
判官が逮捕状を出しますときには必要
性の有無について判断を加へること
になりますから、裁判官としてはまあ従
来法律上規定されてなかつた以上の仕
事が殖えるといふやうに一応は考へら
れますけれども、併しこれまででも令
状交付についてやはり裁判官がそこに
頭を悩ましておつたわけなんです。た
だ条文の上でははつきりしないからそれ
がはつきりできなかった。これがため
に特にこの令状交付關係の裁判官の負担
が殖えるといふやうには考へられませ
んのです。従来むしろこの点をやりた
いのだけれどもというのがむしろ実情
だつたのです。こういう点を、相当性
の判断をもつと十分にやりたいのだけ
れどもというのが実情だつたわけなん
です。ただその点はまあ令状請求の数
でもどん／＼殖えて来るとか、そうい
うことになりまふならばこれは又別問
題で、負担過重の問題になりますけれ
ども、最近では次第にこの事件が減つて
来ておりますので、まあ当分は特にこ
のために判事の増員なんかをしなくて
も大丈夫やつて行けるというやうに只
今思つております。

○亀田得治君 私はやはり外から見
ておる關係上、そういうやうには実は思
われないのです。非常にまじめな判事さ
んは必要性という問題で悩んでやつて
おりますが、まあまあまじめな判事さ
んはおらないと思ひますが、まあ併し幾
らかかどういふ問題について、ほかに仕
事が多いために軽く考へておられたか
たがあるかも知れない。そういうかた
たちはやはり簡単に判を押して行つて
いると思ひます。ところがこういう規
定が動いて来ると、これは、國家の意
思というものが判事に非常に希望を持

つておるのであります。こういうこと
が現われて来るわけですね。だからど
うしてもこの仕事のために相当、全体
の判事の仕事を考えますと、全体を一
緒にこゝろ並べてみると、仕事の分量が
殖えると思ふのです。それで、これは
一人や二人についてはさほど弊害は出
て来ませんが、よく考へておきません
とやはり無理が来ると思ふのですね。
無理が来たんでは結局駄目なんでは
ね。まあこの法律が通りましては施行
までに暫く期間があるやうです、私
は必要であれば来年度の予算を組まれ
る場合に、これはやはり費用の面での
バックがありまふものになりませ
ん。で、「明らかに」といふ文字がどの
やうになるか、これはまあ先ほどのあ
なたの御意見を参照して私もよく知
らないことも知りましたから、一つよ
く考へますが、どのようにならうと、
これを実効を擧げるためには、是非そ
の点を考へて欲しい。で、特に今あな
たもおつしやつたやうに、こういう条
文ができれば、刑事訴訟規則の中に疎
明資料として必要なものを何か少し書
き込んで行くと、このやうな計画もお
ありのやうです。そうなれば、もうそ
れだけから言つてもこれは判事の負担
が殖えますよ。それから熱心な判事で
あれば、必ずや判事によつては直接
警察に電話をして、こういうやうなふ
うになつてゐるのは、一体これはどう
なのかといふやうなこともお聞きにな
るでしようし、そういうことがやはり
できやすいやうに予算措置をも同時に
考へてやつてもらひたい。こういう点
を一つ特に要望いたしておきます。

○説明員(岸君一君) 只今の御趣旨は
よく了承いたしました。で、若し、ど

つておるのであります。こういうこと
が現われて来るわけですね。だからど
うしてもこの仕事のために相当、全体
の判事の仕事を考えますと、全体を一
緒にこゝろ並べてみると、仕事の分量が
殖えると思ふのです。それで、これは
一人や二人についてはさほど弊害は出
て来ませんが、よく考へておきません
とやはり無理が来ると思ふのですね。
無理が来たんでは結局駄目なんでは
ね。まあこの法律が通りましては施行
までに暫く期間があるやうです、私
は必要であれば来年度の予算を組まれ
る場合に、これはやはり費用の面での
バックがありまふものになりませ
ん。で、「明らかに」といふ文字がどの
やうになるか、これはまあ先ほどのあ
なたの御意見を参照して私もよく知
らないことも知りましたから、一つよ
く考へますが、どのようにならうと、
これを実効を擧げるためには、是非そ
の点を考へて欲しい。で、特に今あな
たもおつしやつたやうに、こういう条
文ができれば、刑事訴訟規則の中に疎
明資料として必要なものを何か少し書
き込んで行くと、このやうな計画もお
ありのやうです。そうなれば、もうそ
れだけから言つてもこれは判事の負担
が殖えますよ。それから熱心な判事で
あれば、必ずや判事によつては直接
警察に電話をして、こういうやうなふ
うになつてゐるのは、一体これはどう
なのかといふやうなこともお聞きにな
るでしようし、そういうことがやはり
できやすいやうに予算措置をも同時に
考へてやつてもらひたい。こういう点
を一つ特に要望いたしておきます。

○説明員(岸君一君) 只今の御趣旨は
よく了承いたしました。で、若し、ど

つておるのであります。こういうこと
が現われて来るわけですね。だからど
うしてもこの仕事のために相当、全体
の判事の仕事を考えますと、全体を一
緒にこゝろ並べてみると、仕事の分量が
殖えると思ふのです。それで、これは
一人や二人についてはさほど弊害は出
て来ませんが、よく考へておきません
とやはり無理が来ると思ふのですね。
無理が来たんでは結局駄目なんでは
ね。まあこの法律が通りましては施行
までに暫く期間があるやうです、私
は必要であれば来年度の予算を組まれ
る場合に、これはやはり費用の面での
バックがありまふものになりませ
ん。で、「明らかに」といふ文字がどの
やうになるか、これはまあ先ほどのあ
なたの御意見を参照して私もよく知
らないことも知りましたから、一つよ
く考へますが、どのようにならうと、
これを実効を擧げるためには、是非そ
の点を考へて欲しい。で、特に今あな
たもおつしやつたやうに、こういう条
文ができれば、刑事訴訟規則の中に疎
明資料として必要なものを何か少し書
き込んで行くと、このやうな計画もお
ありのやうです。そうなれば、もうそ
れだけから言つてもこれは判事の負担
が殖えますよ。それから熱心な判事で
あれば、必ずや判事によつては直接
警察に電話をして、こういうやうなふ
うになつてゐるのは、一体これはどう
なのかといふやうなこともお聞きにな
るでしようし、そういうことがやはり
できやすいやうに予算措置をも同時に
考へてやつてもらひたい。こういう点
を一つ特に要望いたしておきます。

○説明員(岸君一君) 只今の御趣旨は
よく了承いたしました。で、若し、ど

つておるのであります。こういうこと
が現われて来るわけですね。だからど
うしてもこの仕事のために相当、全体
の判事の仕事を考えますと、全体を一
緒にこゝろ並べてみると、仕事の分量が
殖えると思ふのです。それで、これは
一人や二人についてはさほど弊害は出
て来ませんが、よく考へておきません
とやはり無理が来ると思ふのですね。
無理が来たんでは結局駄目なんでは
ね。まあこの法律が通りましては施行
までに暫く期間があるやうです、私
は必要であれば来年度の予算を組まれ
る場合に、これはやはり費用の面での
バックがありまふものになりませ
ん。で、「明らかに」といふ文字がどの
やうになるか、これはまあ先ほどのあ
なたの御意見を参照して私もよく知
らないことも知りましたから、一つよ
く考へますが、どのようにならうと、
これを実効を擧げるためには、是非そ
の点を考へて欲しい。で、特に今あな
たもおつしやつたやうに、こういう条
文ができれば、刑事訴訟規則の中に疎
明資料として必要なものを何か少し書
き込んで行くと、このやうな計画もお
ありのやうです。そうなれば、もうそ
れだけから言つてもこれは判事の負担
が殖えますよ。それから熱心な判事で
あれば、必ずや判事によつては直接
警察に電話をして、こういうやうなふ
うになつてゐるのは、一体これはどう
なのかといふやうなこともお聞きにな
るでしようし、そういうことがやはり
できやすいやうに予算措置をも同時に
考へてやつてもらひたい。こういう点
を一つ特に要望いたしておきます。

○説明員(岸君一君) 只今の御趣旨は
よく了承いたしました。で、若し、ど

つておるのであります。こういうこと
が現われて来るわけですね。だからど
うしてもこの仕事のために相当、全体
の判事の仕事を考えますと、全体を一
緒にこゝろ並べてみると、仕事の分量が
殖えると思ふのです。それで、これは
一人や二人についてはさほど弊害は出
て来ませんが、よく考へておきません
とやはり無理が来ると思ふのですね。
無理が来たんでは結局駄目なんでは
ね。まあこの法律が通りましては施行
までに暫く期間があるやうです、私
は必要であれば来年度の予算を組まれ
る場合に、これはやはり費用の面での
バックがありまふものになりませ
ん。で、「明らかに」といふ文字がどの
やうになるか、これはまあ先ほどのあ
なたの御意見を参照して私もよく知
らないことも知りましたから、一つよ
く考へますが、どのようにならうと、
これを実効を擧げるためには、是非そ
の点を考へて欲しい。で、特に今あな
たもおつしやつたやうに、こういう条
文ができれば、刑事訴訟規則の中に疎
明資料として必要なものを何か少し書
き込んで行くと、このやうな計画もお
ありのやうです。そうなれば、もうそ
れだけから言つてもこれは判事の負担
が殖えますよ。それから熱心な判事で
あれば、必ずや判事によつては直接
警察に電話をして、こういうやうなふ
うになつてゐるのは、一体これはどう
なのかといふやうなこともお聞きにな
るでしようし、そういうことがやはり
できやすいやうに予算措置をも同時に
考へてやつてもらひたい。こういう点
を一つ特に要望いたしておきます。

○説明員(岸君一君) 只今の御趣旨は
よく了承いたしました。で、若し、ど

つておるのであります。こういうこと
が現われて来るわけですね。だからど
うしてもこの仕事のために相当、全体
の判事の仕事を考えますと、全体を一
緒にこゝろ並べてみると、仕事の分量が
殖えると思ふのです。それで、これは
一人や二人についてはさほど弊害は出
て来ませんが、よく考へておきません
とやはり無理が来ると思ふのですね。
無理が来たんでは結局駄目なんでは
ね。まあこの法律が通りましては施行
までに暫く期間があるやうです、私
は必要であれば来年度の予算を組まれ
る場合に、これはやはり費用の面での
バックがありまふものになりませ
ん。で、「明らかに」といふ文字がどの
やうになるか、これはまあ先ほどのあ
なたの御意見を参照して私もよく知
らないことも知りましたから、一つよ
く考へますが、どのようにならうと、
これを実効を擧げるためには、是非そ
の点を考へて欲しい。で、特に今あな
たもおつしやつたやうに、こういう条
文ができれば、刑事訴訟規則の中に疎
明資料として必要なものを何か少し書
き込んで行くと、このやうな計画もお
ありのやうです。そうなれば、もうそ
れだけから言つてもこれは判事の負担
が殖えますよ。それから熱心な判事で
あれば、必ずや判事によつては直接
警察に電話をして、こういうやうなふ
うになつてゐるのは、一体これはどう
なのかといふやうなこともお聞きにな
るでしようし、そういうことがやはり
できやすいやうに予算措置をも同時に
考へてやつてもらひたい。こういう点
を一つ特に要望いたしておきます。

○説明員(岸君一君) 只今の御趣旨は
よく了承いたしました。で、若し、ど

うなりますか、こういう条文の改正が行われますと、これはもう当然のこと、いつも又やつていくことなんです、この趣旨についての徹底のために中央の会同ばかりでなく、今度全国の会同もやりまして、この趣旨は十分に徹底するようにいたします。従来でも裁判官の会議があるたびに、いつも話に出るのはこの逮捕状の問題です。そうして裁判官の立場として、現行制度の下でこの程度までしか行けないのは困ったことだという意見が出てくるくらいで、裁判官も十分この条文の改正にはもうすぐびんと来るわけでありまして、なお私も十分その点は注意いたします。

○委員(都一君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(都一君) 速記を始めて下さい。

○中山福藏君 折角あなたがお見えになつておられますので……第一の捜査官というのは司法警察官、それから公訴官のほうは検察官と、こうなりますね。連絡がよくとれない場合があるのじゃないかと実は心配しているのですが、そこで例えば検察官よりも頭の程度の低い、知識の少ない司法警察官がこういう罪名に当るのだ、この事件はだから、この勾留というものは、改正刑訴の通りの期間勾留する、という場合に、公訴官のほうでは、俺の見込みでは、それは全然違ふのだ、罪名或いは公訴の実体というものは違ふのだという場合には救済する方法というようなのは考へておられるのですか。

○説明員(岸盛一君) これも最近の改正案をめぐつていろいろ議論いたし

ております。只今のような場合ですと、まあ裁判官自体でもこの法律上の要件が備わつていないようなものは、すぐ不当な請求としてこれは却下することになると思ひます。問題はこの程度の事件を一人身の拘束をしていかどうかというような場合、それについて疑いを持つた場合に、裁判官は一つの手段としてやはりこの公訴維持の責任者である検察官に意見を求めるというふうなことをしたかどうか。若しこういう百九十九条の改正が行われますと、それと、その関係の規則と一緒に裁判官は必要に応じて逮捕状発付について検察官の意見を求めることができるというふうな規定を置いたらどうかというのを考へております。併しその場合でもこれはやはり逮捕状は裁判官が出すものであります。検察官の意見を聞いたからと言つてそれに拘束性を認めるということとは、これはもう当然そういうことはしないわけで、従来でも検察官からの請求でも却下されている例もあるものであります。ただ先ほど申しましたように、アメリカでもこの逮捕状の請求が余り濫用されるといふので、すべて検察官の手を経る。まあ検察官のアップルグを得て来いというふうなやつていふところがあるわけですから、やはりそういうことも参考にして、検察官の手を経れば不当な捜査がそれだけ又チェックされるといふ可能性が大きくなる。かようにまあ考へるわけです。

○中山福藏君 私はだからそこをこの司法警察官のかけ出しの者がこの逮捕状を求めて、それで警察でその被疑者を取調べると、その間に相当の勾留期間というものが長引いて非常な迷惑が

かかるんじゃないか。だからこの勾留するかしらないかというのを決定するということについての危険性というものがそこに非常に伴うのじゃないかというのを非常に心配するわけなんです。その今おつしやつた程度で救済できるものでしょうか。そういうことを……どうです。

○説明員(岸盛一君) 慣れない警察官の逮捕状請求は、今度何か改正案によりますとレベルが上つております。警部以上でなければならぬ。それからお尋ねの勾留の問題になりますと、これは逮捕状の発付についてこういう改正になつたんですから……。

○中山福藏君 もう一つ尋ねておきますが、今自治警のほうではまだ百カ所くらい国警と合併してないところがあるそうです。従つてそれについてやはり警部補の署長というものが法規上は許可されるということになつておるらしいのです。警部以上の逮捕状ということになりまして、暫定措置はどういうふうになりまして、暫定措置はどういうふうになりまして、明らかなにまだ百カ所あるとおつしやつたんですが、ちよつとそれがなくなるまでは救済できるのじゃないですか。そういうことになりまして……。

○説明員(岸盛一君) ちよつと警察関係のことは私はよくわかりませんので……。

○中山福藏君 いやここに警部以上と書いてありますからね。今度これが改正になりますれば……、それであなたにお尋ねするわけなんです。暫定期間というもののに対する暫定措置はどうなるかというお尋ねをするわけです。

○説明員(岸盛一君) 暫定措置がとら

れるということも私承知しておりますので、ちよつとこの点はむしろ国警なり法務省のほうへ……。

○中山福藏君 いや百カ所あるでしよう。まだ合併してないのは僅か百カ所だと言ひましたよ。はつきり。殆んど合併しておると、こう言うんだ。

○委員(都一君) 国警から中川刑事部長が参つておりますから、その点は中川刑事部長から一つ……。

○政府委員(中川重治君) 町村警察で住民投票の結果合併しない点について長官がお話になつたんだらうと思うのであります。国警の警察署長の現行警察法では、警部補というのはいり得ないことになつておりますが、自警につまましては、法律上警部補以上の者を以て署長にするということになつておるんです。法律上は確かに警部補の署長があり得ると、こういうことになりまして、本年四月現在で、私どもが自警と連絡して調査した結果によりまして、現実には警部補の署長を置いている警察署はない、これが結論でございます。

○委員(都一君) 百カ所あるというの、町村の自治警が百カ所あるというところで、署長はいずれも警部だといふ……。

○中山福藏君 それで私が聞きたいのは、そこなんです。法規上警部補を以てこれに充て得るといふことになりまして、できるだけ経済的に安く置くという疲弊した町村ではあるわけなんです。そうするとこれは法規上明らかに絶対ないといふことは言えないのです。それで私この間も質問したのはそこなんです。万一警部の署長が腦溢血にでもなつたら……、これは保証で

きない。そのときに逮捕状の請求をするのは何人がやるか。法規上あり得る警部補の署長というものがここに一応想ひ起されるときには、絶対にこれはない、そういうことをしないと、このことをあなたがたがおつしやつても、町村の自由ですからね、これは……、そいつがどうなるかというところをお尋ねしているのです。

○政府委員(中川重治君) 先ず警察署については確かに法律上警部補の適用があるのではないかと。当該市町村警察の警察そのものには、必ず警察法によつて警察長というものがあつて、警察長というものが警察以上の階級にあるものといふふうにと説明しますので、先ず警察長というものがその警察に必ずおる。最小限度如何なる警察において警察長一人は法規上あり得るといふこと、こういうことが先ず第一に言えらると思ひます。

○中山福藏君 警察長といふものは警部補を以て充てるといふことができないというところになつておるらしいのですが、警部といふことに限つておられますね。

○政府委員(中川重治君) 警察長といふものは警部とが警部補という階級よりも上の階級である、というふうな理解ができるのであります。

○中山福藏君 それは理解できるのじやなくて、現実には警部補で警察長という肩書を持つておるものがあるといふことを齋藤さんが又ここで言われたんです。あなたはそれをはつきり聞いておられるかどうか知りませんがね。

○委員(都一君) 警察署長と警察長の……。

○中山福藏君 警察長といふのは警部

きない。そのときに逮捕状の請求をするのは何人がやるか。法規上あり得る警部補の署長というものがここに一応想ひ起されるときには、絶対にこれはない、そういうことをしないと、このことをあなたがたがおつしやつても、町村の自由ですからね、これは……、そいつがどうなるかというところをお尋ねしているのです。

○政府委員(中川重治君) 先ず警察署については確かに法律上警部補の適用があるのではないかと。当該市町村警察の警察そのものには、必ず警察法によつて警察長というものがあつて、警察長というものが警察以上の階級にあるものといふふうにと説明しますので、先ず警察長というものがその警察に必ずおる。最小限度如何なる警察において警察長一人は法規上あり得るといふこと、こういうことが先ず第一に言えらると思ひます。

○中山福藏君 警察長といふものは警部補を以て充てるといふことができないというところになつておるらしいのですが、警部といふことに限つておられますね。

○政府委員(中川重治君) 警察長といふものは警部とが警部補という階級よりも上の階級である、というふうな理解ができるのであります。

○中山福藏君 それは理解できるのじやなくて、現実には警部補で警察長という肩書を持つておるものがあるといふことを齋藤さんが又ここで言われたんです。あなたはそれをはつきり聞いておられるかどうか知りませんがね。

○委員(都一君) 警察署長と警察長の……。

○中山福藏君 警察長といふのは警部

きない。そのときに逮捕状の請求をするのは何人がやるか。法規上あり得る警部補の署長というものがここに一応想ひ起されるときには、絶対にこれはない、そういうことをしないと、このことをあなたがたがおつしやつても、町村の自由ですからね、これは……、そいつがどうなるかというところをお尋ねしているのです。

○政府委員(岡原昌男君) 供述拒否権

といういわゆる権利としてのあれがあるかどうかということは大分争いがあるところでございますが、ただ現在の普通の平易な言葉といたしまして供述拒否権と俗に言っております。それから御承知の二百九十一条の関係におきましては、黙秘権という言葉を使っております。それはいわゆる権利であるか自由であるかという点について若干争ひはございますけれども、それはともかくとして、その告知の内容が違ふことによつて、その言わざることの自由の程度がいわゆる権利的なものであるか、或いは単なる自由の少し毛の生えた程度であるかという違いだけはあると思ひます。それがどういふふうにあるか、告知の告知の際に、その内容がいわゆる権利におおはれらん権利があるというふうになるか、喋る喋らんはお前の勝手だというふうになるか、その辺の気持ちの上で若干違ひが出て来るだろう。従つて逆から申しますと、いわゆる取調官が矛盾を感じる度合が少くなる、さういふことにはなるかと思ひます。

○龜田得治君 現在でも大抵言いたく

なければ黙つておつてもいいのだというふうに言つています。それで現行法の「供述を拒むことができる旨」それに少しも私違反してないと思ひますがね。それで殆んど同じようなことであれば、特に法律を改正する必要がないのじやないかと私思つておるのです。というのは、同じようなことになつておるのに法律を改正しますと、改正した以上は、何か意味があるのだからというところで余計な要らない解釈が

出て来ると思ひます。そういうことを非常に心配するのです。原案を修正されることに政府が了解を与えておられるのであれば、むしろもうこんな改正はやめてしまつて、そのほうがよほどすつきりするのじやないかと思ひます。というのには、あなた自身がすでに現行法より少し違つた意味がこの改正案にはあるようにちよつとさつきから説明されておる通り、これは逆に考えますと、君が述べたいと思ふ場合には大いに言わなければならぬのだぞというふうになつて来る。これは「自己の意思に反して供述をする必要がない」というのだから、逆に見ますと、君が述べる考えがあるなら大いに述べよ。述べよという物の言い方が命令的なつて来たら、だん／＼義務的なつて来るのです。そんなに強制する気持はないのだというところなら、大体原案のようなり方では憲法の黙秘権がどうも曲げられる虞れがあるという立場から修正が起きて来たのですから、いつそのことこの部分の問題は現行法通りやつておくというところのほうがさつぱりしていいのじやないかと考えておるのですが、如何でしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 憲法の趣旨

が曲げられるというところで原案が變つて来たわけではないのでございませう。先ほど申し上げました通りの事情で、原案に対する修正意見が出たのでございませう。「自己の意思に反して供述をする必要がない」ということを、反面から自己の意思に反しない限りは供述する義務があるというところにも又この条文上はならんわけでございます。

○龜田得治君 自己の意思に反しない限りは供述の義務があるというところに

なるでしよう。

○政府委員(岡原昌男君) さういふ説

み方にはならんと思ひます。

○龜田得治君 そいういふ虞れは十分ありますよ。そいういふ虞れがなかつたというところであれば、むしろ現行法通りにしておいたほうがいいんじゃないかと思ひます。必ず現行法をこのように変えたというところであれば、今私が逆に解釈したような考え方が必ず出て来るだろうと思ひます。その点あなたは何でございませうか。そいういふ逆説は出て来んでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) 殊更に曲つ

た読み方をいたしますと、それはできないことではないと思ひますが、普通のいわゆる法律の条文の読み方としてはそいういふことにはならんと思ひます。

○龜田得治君 その点はその程度にし

ておきましよう。それから八十九条です、この八十九条では原案の多衆共同というものが削除されました。この点はまあ非常にいいわけなんです、これを削除された、又それに対して大体同意を与えておられるそのお気持はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 折角、国会

でいろいろ御審議の上で是非これを削れということでございますから、それは審議権を尊重したという趣旨でございませう。

○龜田得治君 衆議院のほうでこの四

号はいけな、こいう理論的な根拠はどうかということなんでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 余り理論的

な根拠があると私は考えませんが、主としてこいう点であるようでございます。第四の、多衆共同して罪を犯し

たものであるという考え方は、たびたび私の申し上げました通り、多衆の犯罪を犯すようなものは、又出た以上は多衆を以て証拠を隠滅する蓋然性がかなり強い、これは従来の一般の犯罪の傾向でございます。その傾向を取上げてここに法文化しようとしたのでございませうが、その点につきましては現行法の第四号の証拠隠滅の虞れがあるという点で賄えるのじやないか。虞れあり虞れありとやつておれば、それで何れも第四号を新たに加える必要がないのじやないかというの議論のようであります。私どもとしては現在の第四号の運用が拡がることを実は厭がつておつたわけでございます。やはりそれには相當の理由がなければいかん。そいう理由なしに何でもかんでも理由があるというふうには、第四号の現在の運用を必要に迫られてこれを拡げるといふのは妥当ではないだろう。これはやはりその犯罪によつてもたらすところの蓋然性、証拠隠滅の蓋然性というものを中心にして考えて、これを合法的線に乗つけようというのが第四号を新たに私どもが附加するという考え方であつたのでございませう。で、これは現在の第四号を少しぐらひ広くあれしてもいいとおつしやらなかつたのですけれども、何とか賄えるじやないかという御意見が多うございませう。それでよければ私のほうもまあそいういふふうにしたさうかというところで折れたというところでございませう。

○龜田得治君 それから第五号です

ね、修正案の第五号です。これはまあ政府の原案がそのまま生かされておるわけですが、これは非常に質的に違つたことが二つここに一緒になつておる

ように私感するのです。で、被害者に対する問題とそれから事件の審判に必要知識を有すると認められる者との二つは、場合によつては非常に違つて来ると思ふのです。で、あの例のお札まわりを禁止する意味だ、そいういふような政府側の提案の説明であつたと思ふのです。この条項はそいういふ提案の趣旨がびつたり当てはまるのは、私は上のほうの被害者に関する部分である、こう考えるのです。あとの部分はそいういふものも一部含みますが、併し冷静に考えて見ますと、随分この集團的ない／＼な犯罪ですね、そいういふものに及んで来る危険性が随分あると考へておるのですが、局長どういふふうにお考へですか。

○政府委員(岡原昌男君) 八十九条の

第五号、修正案の第五号、いわゆるお札まわりの点につきまして私どもが考へておりましたのは、脅嚇事件の被害者が結局被告人から脅かされるというふうな点を中心に考へておつたわけでございますが、併しこれは今お話のよう、その他事件の審判に必要な知識を有すると認める者、証人として後日公判廷に出るようなもの、或いは場合によつてはまあ特殊な場合でありませうが、鑑定人等も含み得るそいう事件については、鑑定人は何名限りいけな、といふ場合も考へられるわけでございます。そいういふような場合にあらかじめこう手を廻してやつておく、不利な鑑定をしたら承知しないぞといふことをやつておくといふことが考へられるわけでございます。そいういふたようない／＼な場合を考へまして、その他事件の審判に必要な知識を有するものは、事件の真相を明らかに

するために公判廷にその知識を提供するよう人という意味で含めたわけでございます。

○龜田得治君　そういたしますと、被害者の部分は別として、被害者以外の点は、この多衆共同を衆議院のほうで改正案から削除した、若しあの方多数共同を削除するのであれば、実質的には多衆共同を削除されたそのことが、この第五号のその他事件の審判に必要な知識を有する云々、削除されたものはここで活かされて適用の対象になるんじやないか、集団犯罪では当然こういうふうな解釈ができますよ。共同してやつておるような犯罪はいろいろな連絡があると思われれる場合、そういう矛盾をお感じになりませんか。

○政府委員(岡原昌男君)　これは八十九条のお礼まわりの規定と第六号の規定と、それから元の四号、これは何にも直接の関係はないのでございまして、これはいわゆるお礼まわりをされるような事情があるというふうな場合に初めて問題になるわけでございます。で、先ほども申しました多衆共同という場合であつても、多衆共同の事実から直ちに何も権利保障の除外事由にならない、これは修正案の結果、多衆共同という事実それ自体は除外事由にはならない、これはお認め願ふと思ひます。そこでただ問題は、共犯同士で何かそういう場合があり得るんじやないか、これは普通の事件についてもあり得るわけでございます。例えば若し自分のことについて不利なことを言うようだつたら承知しないぞというやうな、共犯同士で二人で話合ひというやうな場合もそれは困るという趣旨であるのでございます。その意味にお

いては、この二人以上の犯罪については、この新たな第五号で、これが適用の余地があるという意味においては、これは私も同意いたしますけれども、ただ多衆共同という意味とは直接の関係は何もないわけでございます。

○龜田得治君　そうですね。多衆共同全部がこへ入るとは私は考えていないのです。ところが具体的に例えば集団事件とか選挙違反の事件とか、こういうものは成るほど多衆共同にも入るかも知れませんが、この改正案の五号の後段にも私人つて来ると、こう考えるのです、或るものは、相当部分は……それはお認めになるでしょう。

○政府委員(岡原昌男君)　私はさうには考えません。というのは、これは非常に特殊な場合でございまして、共犯の中の一人が相手側の者に対して不利益なことをしやべるようだつたら俺は承知せんというふうな場合だけでございまして、これは別に多衆であるうが二人であろうが問題は同じでございます。

○龜田得治君　例えばそれじや何か特殊な団体、そういうものが何か一つの犯罪を犯した。それはそういう団体の仲間というもののについて考えますと、この新しい改正案の第五号の中に相当入つて来るのじやないですか。団体の性格というものを考えますと……その性格を考へる場合にゆるく解釈すると、例えば選挙違反なんかの場合でもつまりこれらのものを具徴させると疑うに足りる十分な理由、こうなつておるのですから、単に財産に対する害を加えるとか、そういうのじやなしに、相当の広い概念なんですね。だからそれで単なるお礼まわりじやなし

に、そういう集団事件についても相当考えられるのじやないかと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(岡原昌男君)　それだけでそういうことは考えられんと思ひます。ただ非常に特殊な場合で、例えば一種の血盟を結んだような連中が、若し人のことをしやべつたらお互いにリンチをするというふうな誓約でもいたしまして、その誓約の下に行動しておるといふような場合に、それが他に出れば或いはリンチを加えるのかも知らんという意味においてはこの条文にひつかつて来るかも知れませんが、ほかの一般の場合にはそういうことは考えられない、かようなことでございまして。

○龜田得治君　政府がそういうふうな非常に狭く解釈をしていられれば、それで非常にこちらもいいと思ひます。この条文についてはまだいろいろお聞きしたいことがあります、省略します。それから修正案に対する問題は大体この程度にしておきます。

修正点以外の点で二、三ポイントとお聞きしておきます。これは質疑応答のあつたような問題は省略しておきますが、原案の百五十三条の二ですね。例の証人の留置の問題ですが、現行刑事訴訟法の三百十九条、これとの関係なんかを提案者はどのように考えられておられるかちよつとお聞きしたいのです。

○政府委員(岡原昌男君)　直接の関係はないものと思つております。

○龜田得治君　直接関係はないのでございしますが、刑事被告人に対してすら何といひますか自白を強要されるやうな状態の下における証拠ですね。こう

いうものを排除しております。これは刑事被告人に対して一番危険性があるから言つてゐるので、ほかの証人とか、そういうものはこれは被告人以外ですから、そんなことに当然予想しておらないことですね。予想してありませんよ。これは証拠の大原則である自由な状態でしやべて行く。併しその状態が侵されるのは被告人が一番強いから、現行刑事訴訟法の三百十九条で保護をしてゐると私は考へる。その精神に立ちますと、どうも私の証人をたとえ一時的にしろ警察署に留置しておくと考へておるのですがね。これは二週間ほど前に総括質問のときにあなたにもちよつとお聞きしたのです。あなたもこのお氣持が聞きましたが、どう

してもこれは納得が行かない。

○政府委員(岡原昌男君)　刑事訴訟法における証人と被告人の地位の違いはいろいろあるわけでございますが、証人につつましてかような手続で勾引状が出てゐるのは、御承知の通り召喚を受けて出頭しない、二度目も出て来ないという場合に、初めて勾引状とができる。これは百五十二条に規定してある通りでございます。証人というのはその事件について、或る点については本人でなければならぬといふやうな知識を提供する人物でございまして、従つてこれに對しましては間接強制の方法が加えられる。それがまあ勾引状であり、或いは出頭しない場合の過料であるとか、百五十一條の正当な理由がなくして出頭しない場合の罰金又は拘留といふやうな罰まで加えられておるわけでございます。さうな地位にある証人でございましてから、これ

をどうしても裁判所がその知識を吸収したい、法廷に顕現したいという場合に、若干の強制力を使うのは止むを得ないといふのが勾引という形になつて現れて来るわけでございます。勾引状は、その性質上当然若干の強制力を持つ、いやと言つてもしょうがない、ひつぱつて来るわけでございます。ひつぱつて来る方法でございまして、今までの刑事訴訟法ではこの新しい百五十三條の二というふうな規定を予定しておりませんので、いやが応でも休むいとまもなくひつぱつて来なければいけません。丁度公判の開廷のときに間に合ふやうにひつぱつて来なければいけません。さういふことになるわけでございます。さういふこと、これは単に証人に不利な肉体的な苦痛を与える、結局でふらになつて、証人が付いて公判廷でふら……ふら……となるかどうかが知りませんが、とにかく相当疲れたやうな状況で供述しなければならぬといふやうなことも考へられるわけがあります。さういふやうな人権の擁護に欠ける点をもよりのところに一時泊めるというやうな形で救うというのがこの立案の趣旨でございまして、「警察署その他」とございまして、これは被告人の勾引の際のもよりの監視といふのを若干やわらげたといふ趣旨がここに織込まれておるわけでございます。又他面その他適當の場所といふのは、その地位身分等に依り、ある場合には裁判所又は検察庁の宿直室或いは又場合によつては宿屋等に泊めてもいいじやないかといふやうに思つております。さうなことを予定いたしておるわけでございます。

○龜田得治君 これはやはり勾引状の執行を受けるという証人の心理状態はしやべりたくなのですね、その事件に關して、必ず……。でそういう証人であるが故に警察署にとめておく。これはいろいろ意味が私は弊害が出るのじやないかと考えております。成るほど裁判所から喚問を受けて出ない、これは私非常にいいかんと思うのです。そういうことを是認するわけではないのですよ。併し犯罪を立証するということは、これはよくあることでして、あの証人を使いたい、この証人を使いたいと思ひましても、それが使えない場合がよくあります。それが使えないからと言って、それじやむりやりにそれを引ずり出す、これは非常に例外だと思ふのです。もつとほかの方法でやるべきだ、欲しい証人が揃わぬ場合がよくあるのです、一般に……。それでそういう状態の証人を、丁度警察官に監視させるような状態でとめて、そして翌日裁判所に出さす、私はこれはそういう場合の証人は、必ず右か左か、非常にその事件については岐路に立つておるきわどい問題だらうと思ふのです。だからそういう人であるが故に、警察なんというところはやつぱり無理であるのじやないか。そういうふうにも思ふのですが、今の御説明によると、場合によつては、身分とかいろいろなことによつて宿屋に泊めてもいいのだと、こういうふうな御趣旨のようですが、併しこういう条文になつておりますと、どうも警察が一番使われるのじやないかと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(岡原昌男君) 百五十三条の二でかような措置を講じましたのは、私どもといたしましては、証人のいわば肉体的な苦勞を除いてやろうというつもりでやつたのでございませうが、証言したくないから出て来ないのだらうと、そうしたらそれで放つて置くという考え方は勿論できないわけでありまして、証人というものはどこにもここにあるというものではないのでありまして、場合によつてはその証人だけが事件の真相を知つておるといふ場合も勿論ございませう。ほかの証人でもいいというふうな場合には、裁判所が適当に証人申請を取消して、証人の証人を喚ぶというところ、これはあの証人を喚ぶというところ、これはあの証人を得るわけでありませう。ただ証人が拒んだからと言って、一度と召喚しない、しようがないというところで、その事件の真相を究めずして事件の判決をするというところは許されないとございませう。さればこそ、この証言をすることを、宣誓を拒絶した場合、或いは証言をしないというその事実に基づいて、百六十条或いは百六十一条の罰則がかかつておるわけにございませう。そういうふうな証人の立場でございませうから、これを勾引状で引つ張るのは止むを得ない措置であらうと思ひます。でその際に勾引状というのとは一種の強制力を持つておるのでありまして、これが逃げられては困る。御承知の通り逃亡罪というものの対象にも相成るわけにございませう。さようなものを何でもかんでも野放図に放つて置くというところは許されませんので、先ず最もわかりやすい警察署というふうなところを一つ例示に挙げまして、その他適当な場所というのは、勾引状執行官の判断によつて適当にやるといふ趣

旨でございませう。

○龜田得治君 これは併し私の質問を非常に誤解されておる点があると思ふのです。どうしても要する証人は連れて来る。これは私も必要性を認めておるのです。併しその連れ来られた証人が法廷に立つてしやべる場合には、自由な状態でしやべれるように環境をしておいてやらなければならぬ。それを言つておるのです。それと矛盾しないような扱いをやつてもいい。前日の日にも警察にとめられた、で主としてこれはやはり檢察側の証人がこういう場合多からうと思ふのです。そういう人たちに取巻かれてとまつておる。そして翌日朝法廷に立つ。これは私、弊害が起る場合を予想するから言つておるのです。連れて来る、又國がそういう真相をつかみたい、そういうことに皆協力してもらいたい。これはあなたと氣持は少しも變らなない。併し自由な氣持でしやべらすには、取扱が少し酷なんじやないか、こ

う思ふのです。むしろこれは被告人じやない、見ようによつては大變これは國家のそういう仕事に協力してくれる人なんです。成るほど一遍呼出してすぐ来ない、これはそういう点から言つたら悪いかも知れない。併しその人としてはよほどいろいろな事情があるわけなんです。だからその点を強制することはよろしいが、併しそういう証人に立てる前には、やはり警察なんといふところを避けて、むしろお礼の言葉を述べて、まあ一つ宿屋にでも泊つて下さいといふことで扱うのが、私は証人に対する國家の態度じやないかと、こ

う思つております。實際上そういうふうにおやりになつてもらえたいのですが、警察といふことだけがここに先ず出て、その他適当な場所となつておるから、どうも警察が多く使われるのじやないか、こ

○政府委員(岡原昌男君) 冒頭の逐条説明の際に申し上げました通り、警察と申しまして、例の監房というより保護室というように考えておるのであります。それはともかくといたしまして、証人といふかけ替へのない者を呼出して調べるのでございませうから、而も若干の事情はございませう、いわゆる正当な理由がなく出頭しないといふことで勾引状が出ておるのでありますから、それに対して若干の強制力を以てやることは、勾引状の性質上止むを得ないのじやないか。そのために法廷における陳述が自由にできないといふことは、これは當然避けるべきであります。法廷においては自由な立場で証言できることに、それでもなお証言を拒絶したり偽証したといふときは例外でございませう、それは當然別個の配慮をすべきであるといふように考へております。

○龜田得治君 これは勿論法廷において証言を拒絶したり、或いは偽証すれば、それに対する処置は當然別個にあります。その前の段階を私申し上げておるのです。これは何か檢察官なり國家といふものが証人を呼出して、出て来んののは怪しからん、そういう氣持があるのじやないかと思ひます。何らの理由なくして、どうも足がしづつて行かない、こ

○政府委員(岡原昌男君) 反對尋問の權利はその日に限つて本人は放棄したものとみなされるわけにございませう。多量の共犯、例えば四、五人、或いは十人、何人でも結構でございませうが、そ

のうちの一人がこの公判期日において、故なく出頭しない、監獄官吏による引致を著しく困難にしたという場合には、この新しい条文によりますと、普通の手続ではそのまゝ他の被告人について進め行くわけでございませう。そうしてその進めた効果が本人にも及んで行く。これは丁度現行法の三百四十一条に「被告人が陳述をせず、許可を受けないで退廷し、又は秩序維持のための裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かないで判決をすることが出来る」という場合と同様の関係に立つわけでございませう。

○亀田得治君 あなたの提案理由書では、三百四十一条とは関係ないと書いてありますが……。

○政府委員(岡原昌男君) 「の場合と同様である」と……。

○亀田得治君 どうして同様になるのですか。これは在廷しておつたのが出て行く場合でしょう。これは初めから出ないでしよう。同様ではないとあなたの書類に書いてありますよ。

○政府委員(岡原昌男君) 一旦出て来て退廷したというときと、それから初めからおらないという点を除いてはとちうございませう。つまりその証拠調の効果が本人は勿論、他の者にも及ぶというわけでありませう。その点については同様であるという意味であります。

○亀田得治君 これは非常に重要な問題だと思ひますが、何か事務的な裁判の進行だけをやるといふことなら、了解できる点があるのですが、反対尋問権を放棄したものとみなす、そういうふうなことは訴訟法との関係では相当疑義があるかと思ひます。例えば簡易裁判の場合でも、やはりこれは

明確に条文を揃えてやつておるわけですね。それを単にこういふ一つの、いわば法廷秩序に関連するような問題にひつかつて出て来ておるようなこの条文で、そういう重要な証拠法上の刑訴の原則を簡単にこういう条文で一体例外を設けられるものかどうか。私はそんなことまでは考えていないのだと思つていたのですが、そういう内容が入つているとしたら、随分ちよつと行き過ぎだと思ひますが、どうですか。

○政府委員(岡原昌男君) 現行法にも三百四十一条について同様に解せられておるわけではございませう。要するにこれとの違いは、一旦出て来てから騒ぎ立てるか、或いは出て来ない前に騒ぎ立てるか、逆から申しますと、この新しい条文のない場合に本人を、例えば拒絶にくりつけてでも一応在廷させて、そうしてそこでもわめき立てるのか、又房に帰して、それで手続をやるか、或いはそういうことをやらんでも初めから騒ぎ立てているのですから、それをその程度でやるかという違いだけでございませう。

○亀田得治君 これは現行法でもこれを平たく読んだ場合に、もうすでに判決の段階に来ておる、そういうことを予想しているのと違ひますか。証拠調を証拠法上の原則を無視してどん／＼進めていいのですか。

○政府委員(岡原昌男君) それはあらゆる段階においてさうございませう。

○亀田得治君 ではそれと同じ考え方で

を二百八十六条の二にも持つて来るわけですか。

○政府委員(岡原昌男君) その通りでございませう。

○亀田得治君 それは大変なことですね。それじゃ判決の言渡もやるわけですね。

○政府委員(岡原昌男君) この点について特段の規定がございせんから、これはさうなことでございませう。

○亀田得治君 これは大変な規定ですよ、そういうことになりませう……。

○政府委員(岡原昌男君) ちよつと誤解があるのじやないかと思ひます。それが、大変なことと申しますのは、そのあつた日の公判期日についてはこれをやめていい、これは期日というところになつておるから、一回やつたら永久に出なくてもいいというわけではないのでございませうから、その点は……。

○亀田得治君 勿論さうなんです。そういうふうにも僕も解釈している。例えば現行刑訴の二百八十五条ですね、これはなんかも出頭の義務というものを書いておるのです。そうして出て来ない、併しその判決だけは出頭させて裁判をしよう、言ひ渡さう、こういう趣旨になつておると思ひます。でこれは私は当然な原則だと思ひます。にもかかわらず、こんな一つの行政的な秩序のような問題で大事な判決の言渡まで行けるのだというやうな意味には、恐らくこの条文をほかの人は解釈しないのじやないですか。私も或る程度この問題はいろいろ問題が起きておるから、了解のできる点もございませうが、併しどうも判決の言渡まで含んでおるといふやうなことであり

ますと、二百八十五条との関連なんかから見て、一体こんなことをできるのかどうか、非常な疑問を持つておるのです……。

○政府委員(岡原昌男君) 二百八十六条の二に「被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において」といふ、その「場合」といふのは、只今御指摘の二百八十五条とか、或いは二百八十六条に書いてあるわけではございませう。それを受けて参りまして、その場合を外す、それで結局現在でも退廷を命じて、例えば非常にあつて退廷を命じたやうな場合には、不在のままでも言渡ができるということになつておるわけではございませう。

○亀田得治君 これは併しちよつと問題ですね。二百八十五条なんかはこれは極めて軽微な事件なんです。軽い犯罪なんです。殆んど勾留なんかされておらないやうな場合なんです。よ、主に……。そういう人でも法廷に来るのを待つて判決を言ひ渡さうと、どう言つておるのですか。にもかかわらずこういうやうな問題は、好き嫌いは別です、裁判所はそんな政治的な立場でいる／＼右左しちやいかんと思ひます。好き嫌いは別なんです。こういう犯罪は二百八十五条なんかで予定しておるやうなものよりも、勾留されておるのですから、もつと／＼犯罪自身としては重いものです。そういう者に対して、出て来なければ普通の手続だけでは進めて行く、これは私は了解できるのですが、最後の結論までばつと／＼言ひ渡してしまふのだ、こんなことは、私よく憲法のことを言ひますけれども、そんなことは突然無茶を通り越しておると思ひますが、この条

文は恐らく私も弁護士会で研究会を開いたときでも、そんなふうにはまさか誰も思つておりませう。それは本当にさういふやうな何でもやれるやうな大きな考え方で、政府の考えというものはきまつておるのでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 現行法の三百四十一条です。さういふ公判のその日の期日に許可を受けないで退廷した、黙つて出て行つた、或いは非常にあつて結局退廷を命ぜられたというやうな場合には、その判決ができることになつておるわけではございませう。若しこの二百八十六条の二の新しい規定がないといふことになりませうと、とにかく暴れておれば永久に判決の言渡しができない、今の判決の際に在廷しなければいかにいふことになれば、暴れておれば永久に判決が言渡せない、さうなことになるわけではございませう。ところが現在の三百四十一条では、とにかく一応出て来まして暴れて何にも裁判長が判決の言渡しをしないう前にその言渡し期日に出て来ながらそこで暴れたというやうな場合には、そのまゝ、不在のまま判決の言渡しをする、さういふ手続になつておるのであります。それと比べてまして特に著るしい考え方の相違はないつもりでございませう。

○亀田得治君 これは大変な違いがありますよ。三百四十一条の場合には、一旦法廷へ入つておるのです。もうその日の何といひますか裁判に関与しながら出て行つておるのです。ところが頭から出ていらない何もわからん者に別個な手続をばんとやつてしまふと、これは私とても無茶だと思ひます。がね、無茶じやないですか。

○政府委員(岡原昌男君) とにかく現行法の三百四十一條はそういう建前をとつておきますので、その点はちつとも差支えないと私も考えております。

○龜田得治君 そういう考えであればこれは私、これも非常に問題にしなければならぬと思うのです。欠席裁判などということは、これは飽くまでも例外の現象ですからね。そうしてそういう考えであるというのであれば、条文の中にそのことを明記しなければならぬのですよ、そういうこともできるといふふうにしたいというののも一つの考案でしよう。若しそういう考えを持つておるならこれを書かなければいかんのですよ、この中は……。そんな解釈だと、そんなことによつて含めるといふふうなことに……。併しこれは政府の考えは一応わかりましたから、あとから修正案について御相談をするときのやはり一つの問題にしたいと思ひます。

それからもう一点だけにします。八十四ですね、昨日一部お聞きした点なんです、この改正案による相当と認めるとき、これはあなたのほうではどういふふうな御解釈ですか。

○政府委員(岡原昌男君) 裁判所が相当と認めるとき、かように解しております。

○龜田得治君 その内容はどんなような場合ですか。

○政府委員(岡原昌男君) 意見の陳述を口頭で……。書いて書面でやつたほうがよからうと、こういうふうな認めるときだらうと思ひます。

○龜田得治君 私のお聞きしたいのは、例えば非常に口頭で申し開きする

のは不得手だ、こういうふうな人にはこういう書面でやらすのはいいことなんでしょう。併しあなたのほうで考えになつてゐるのは、そういう場合も含むのでしうね。

○政府委員(岡原昌男君) 勿論含むと思ひます。

○龜田得治君 それ以外の場合を主としてお考えになつておるのではありませんか。そういう立法が出て来た源に……。そういう立法が出て来た源に……。それで、これは私現在の裁判所の七十一條の法廷に対する裁判長の指揮権とかそれから先だつて成立した法廷秩序法とかこういうもので十分処理できる問題ではないかと実は感じておるのであります、というの、そういうことが問題になるような被告人でございまして、たとえ書面に限つておりました、やはり騒ぐ者は騒ぐのです、結局最後はそれを処理するのは、裁判所法の規定なり法廷秩序法による処置だと思ふのです。そういうふうな私感です、どうも余り意味がないような気がしますがどうでしょう。

○政府委員(岡原昌男君) これは理窟を抜きにいたしまして、現在の裁判所法の七十一條の或いは法廷秩序維持の法律の適用だけでは賄えないというふうな実務家からの要望がかような法案になつて来たのであります。成るほど裁判長はこの法廷の秩序を維持するためにいさへな手段を講ずることでしょう。又法廷秩序維持に関する法律で或る種の行政罰を加えるというふうなこともできるわけでありまして、實際問題として法廷の秩序維持の法律を發動いたしますと、それ自体で実はそういう人たちは、却つて騒ぐ、それをきつ

かけに却つて騒ぐというふうなことが多いために、結局まあ法廷秩序維持法というものを編んで適當に動かす、いわば内輪に控へ目にやつて行くということに實際なつておられます。で結局いわゆる勾留理由の開示手続というの、そういうふうなものをすることは非常に好まないの、ございまして、一応開示の手続をしたら、さつと引上げてしまふというのが恐らく裁判所の考え方とおるところであらうと思ひます。で實際問題として憲法の解釈につきましても、この点は龜田さんといふ意見が違つて来るわけでありまして、我々として、開示すればよろしいという、理由を申立てればよろしい。その際に非常に意見を開示してやりたい、まあ単にやりたいといふことを靜かに申す分には差支えないのであります、が、それをきつかけに意見を陳述するといふその権利を主張するの、法廷を混乱に陥れ、そうしてそれがい

ば手と申しては少し何ですが、それを手にして法廷の混乱を導き出して、そうして事件の進行について一つの態度を明らかにするといふふうなことが、いわば濫用的になつておる。この面をチェックしようといふのが今度の立案の趣旨なんでありまして、従つて今度のようにならざるやうに、まあ或る程度聞いて、それから先は書面に出してくれ、その辺の判断を裁判長に委ねるというふうな考え方でございます。

○龜田得治君 まあ私は、これはやはり基本的な人権に対する制限だと思つておるのです。こういう規定はそれでまあたとえ制限規定を設けるにしても、これは必要最小限度じゃないといけな

いと思ふのですよ、制限規定を設計する場合に……。それであなたの公共の福祉と基本的人権との見解を出して来ておるのです。その中にも終りのほうにはやはり書いてあるのです。基本的人権の制限は真に止むを得ない事情がある場合に、その必要の最小限度にとどめるようにしなければならぬ。これはもうまさにこの通りだと思ふのです。ところがその最小限度、真に止むを得ない場合に最小限度にとどめる、これは具体的に言へばどういふことにもなるかと思ふのです。ほかには有効な手段がある場合にはそんなことをしてはならないのだ。それは成るほど道具がたくさんあつたほうがいいですよ。だけれども、ほかにも道具を集めてはいけな、こういうものにならなければあなたはこの基本的人権制限の精神が活きて来ないと思ふのです。そうすると書面にこれを限定して行くといふふうなこの考え方がすでに、今までで上つておるより有利な道具があるのです。裁判所法の七十一條なんといふのは随分広汎な強い権利です。裁判官が一つの権力を以て臨んで行つたら相當なことが出来ます。私は裁判官の権限自身の中に場合によつて一部書面でそれは出さないといふような権利すら含まれてゐるのじゃないか。全然口頭による陳述を制するものでなければ、それくらいにすら考へてゐるのです、法廷の指揮権といふものは……。ところがどうも今までで上つておる立派な憲法とか、或いはそういう基本的な、よく考へて作つた裁判所関係の法律とかそういうものをじき忘れてしまつて、何か問題があ

るから一つそれに対応するような手取り早いものはないかと、こゝ来るのですが、どうも私はそういうものは感心しないと思ふのです。これまでできてゐる法律が拉いてしまひますよ。で、そんな勾留事由のあつて開示、公判の多少の採めごとくらいでこんな改正をするようなことは一つもないと思ふ、こう實際確信するのです。ね。こんなこと書いておつても騒ぐ者は騒ぎますよ。騒いだ場合に結局裁判長が法廷秩序を維持しようと思へば、これが最後に出て来るわけでしょう。指揮権がそういうわけですからね。冷靜に考へてみればどうも要らんような規定であつて、そして真にどうも納得の行かない勾留をされておる、その理由を示してもらいたいと冷靜に要求しておるような人、そういう要求をする場合には、何か判事が間違つて判を押してゐる場合ですよ。それでなければ

そんな要求は出て来んでしょう。そういう場合に判事が自分の欠点を御かれるのを虞れて、それじゃ君のほう書面を出さない、こんなふうな逃げられます。一問一答で本當に法廷で真相を明らかにして行くというのが大事な一般の国民の権利というものが制される場合に、私は大変なことになると思つてゐるのです。そんな事件は余計はないでしようが、あり得るし、考えられます。どうも要らんような気がするのでありますが、どうしても要るのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 憲法第三十四條の後段に関する解釈について若干意見の相違があることは先ほど申し上げた通り、これはまあ見解の相違でありますから止むを得ませんが、それから

流れる従つて考え方が若干違つて来るのもこれ又止むを得ないと私は考えます。ただ私の考えたのは、三十四条といふものは意見の陳述を書面でやるにせよ、或いは口頭でやるにせよ、そこまで憲法は保障したものでない、いわゆる基本的人権としてそこまで考える必要はないという一般の学者の説をとるわけでございます。で、ただ現行法においてこれを口頭でやらせるといふのを急に一切切意見の陳述はできないのだというふうな改正は、これは如何なものであろう。こういうのが我々の書面を以てこれを出させるというように考えた趣旨なのであります。その点について修正案は書面といふものを例外にして口頭で、つまり現行法のままの口頭でやることを原則としたのでございませう。その原則と例外とを丁度取り違えただけのことでございますが、まあこの但書が付いたことによりまして實際問題として非常に法廷を混乱に陥れるといつたような場合におきましては、裁判長はそのときの判断によつて、じゃあまあ余り騒ぎが大きいうつだから、これから先は一つ書面で出してこれというふうな点に替へることもできるというふうな点において、これは運用が違つて来るだろうとかように考えるのでございませう。もとより本当にこの勾留理由についてどうも腑に落ちない。で、それについて御尤もだと思われる節がある、又法廷を別に混乱に陥れるような様子も見えないといつたような場合には、これは進んで裁判長も口頭でこの原則通りに意見を述べさせるということになることは間違いないだらうと思ひます。

○龜田得治君 それからこういうこと

はあなたのほうで考えようか。裁判長の勾留理由の開示を受けて初めてこの被告人側は意見の陳述ができるわけですね。あの大事な意見の陳述はそういうことになりませう、主として……。そうなりますと書面で述べさせるようなことを若しその際命ずけるとその場所ですぐできないですよ。結局あの公判がもう一回延びるといふことになるのですよ。そうなりますよ。だつてすぐそこで書面で……と書くわけに行かんですよ、どんな達者な人でも、口頭では述べられても……で、少しもそういう面からいつてもあの判事の負担を軽減することにもならないし、大体こんな程度のことば、まあ裁判長の訴訟指揮権、法廷秩序維持法もあるんですから、恐らく法廷秩序を作られた立場はいろいろおありでしょうが、出来上つた以上はそういうふうな問題も、こういうものがあれば適当に処理して行ける、こういうふうなお考えであらうと思ひます。それ以上にと少しも、何かこう憲法のそういう一つの陳述権といふんですか、そういうものを制限するような印象が与えられるようなことは要らないのじやないかと私は考える。無駄ですよ。實際そういう法廷の時間の節約というふうな面から言つたつてどうしても要りますか。

○政府委員(岡原昌男君) 書面で意見を

出してくれといふふうな場合に、二度公判を開く必要はない、公開の法廷を開く必要はないわけでありませう。それはただあとで出しておきなさいといふだけのことであります。もとく騒がなければ問題はいいのでありまして、騒ぐ者だけについて特にこういうふうな非常の手段をしたというふうなことではございませう。

○龜田得治君 そういう考えをだんだん

強めて行きますと、それじやあなただ民事事件は審理書面で出しておきなさい、だから普通の公判で言いたいことがあつたら審理書面で出しておきなさい。それを見ておいてやるからと、そういう思想にだん／＼深まつて行きますよ。あなたは勾留理由開示制度は普通の公判と違ふのだとこう言つておられますが、大部分の学者はそんなことは考えておりません。手続が少し違ふかも知れませんが、やはり納得行かないで勾留されるというのを継続することはいけなからいふから、そういう精神では同じことですよ。飽くまでも法廷に臨めば、どういふ者でも対等にいろいろ真相を明らかにし、これが原則ですよ。もう止むを得ない本當に例外としての制限は、私も或る程度は認めて行きますが、あなたのおつしやる通りにそれはもうとかくそんなのは書面を出さして判事があとから見ておけばいいんだ、こんな思想にだんだん移つて行くような気持を持つてゐるのだから、まあ場合によつちやあ賛成しておいてもいいなと思つておつて、却つて妙なことになるますよ。一般の人が開かれた場合にただ現われておる現象面を見て成るほど政府がこういう立法をするのも、特定の事件についてはいしやうがないかと、こう思つておるだけだ、併しそういうことを何と云うのか大胆に言われませう、非常に制度との適合上おかしいと思ひます。先ほどの欠席裁判の問題だつてそうです。これは今在野法曹でも決してあなたがおつしやつたような意味の通

りにはとつておりませんよ。まあ併し

これ以上やつても意見が余り並行線を辿るだけですから、一応この程度にしておきますが、十分政府側でもそれは考えてもらいたいと思ひます。それからたとへてこの法律が通つても、そのように何か拡張されるようなお考え方は、これはもう是非慎んでもらわなければいけないと思ひます。相手がいしからんから当り前だ、当り前だといふことによつて訴訟制度の大事な基本を忘れないようにしなければいけません。国家がそんなあなた、一人二人の被告人に対して怒つてみる必要は私一つもないと思ひます。冷静にどういふ場合でも静かにやつて行くのが私当り前だと思ひます。これは私の希望もありませうが、この程度にして、随分長い間いろいろ御質問しましたが、一応私の質問を終ります。

○説明員(岸盛一君) 只今の勾留理由開示手続についてちよつと裁判所としての見解を申し上げたいと思ひます。勾留理由開示手続の本質はどこにあるかといふことが非常に問題であるわけでありませう。この勾留理由開示手続は憲法三十四条の要請に従つてできたものである。つまり憲法上の制度であるといふ考え方と、そうではなくて憲法三十四条はいわゆる英米法流のヘビース・コーパスの思想を規定しておるの、人身保護法がすでに制定された以上は、この勾留理由開示手続は人身保護法に吸収されて然るべきだ、そういう考え方が対立しておるわけでありませう。併しこれは憲法の問題になりませうので、その急速には、その簡単にきめることのできない問題なのであります。そこで現行法の勾留理由開示手続

八十三条以下の規定によりまして、裁判官が勾留理由を開示したあとで請求者その他関係人に意見の陳述をさせるということになつております。つまり現行法の建前は、裁判官の勾留理由の開示のほかに、請求者並びに利害関係人の意見陳述がなければ、理由開示手続は終つたことにならない、そういう建前なのであります。

そこでこの勾留理由開示の手続の従来の実情を見ますと、殆んど大部分の事件がこの手続が法廷闘争の具に供されておる。全国の裁判官の率直な意見感想は、勾留理由開示手続はとんでもないところへ来てしまつた、そう申ししております。つまり勾留理由開示手続といふものは世界に例のない手続であります。又日本の勾留理由開示手続ばかりでなく、一般の法廷闘争の様相も又世界に例のない様相であります。

法廷で乱闘騒ぎが起る、裁判官を口汚く罵るというような現象は、どこの世界の法廷にも見ることのできない現象なんです。而も法廷闘争は公判手続におけるよりもこの勾留理由開示手続において非常に猛烈を極めておる、そうしてこの意見陳述は必要だからといふ名の下に質問に名をかりて意見陳述をする。その意見たるや手続とは関係のない自己の政治上の意見をその場で宣伝する、甚しい例としては意見を述べ場合に、裁判官のほうに向かずに傍聴人席に向つて意見を述べ、そういう例もあつたのであります。なおこの開示手続の法廷において乱闘騒ぎが起るといふことは、もう全国的にしばしば起つておる例であります。その最も顯著なのは昨年の広島

て現われたわけでありませう。又裁判官が法廷警察権を行使して不当なる行状をする者を退延せよとした場合に、それを執行する延更と傍聴人との間に乱闘が起きて、裁判所職員が怪我をしたという例もあります。このように勾留理由開示手続の実際というのは随分とんでもないほうへ走つてしまつた。

ところでこの勾留理由開示手続の本質は何かと申しますと、これはやはり勾留理由の開示である。つまりその手続で勾留の不当を判断する手続ではないのであります。つまりこの勾留されておる被拘禁者がどういう理由で勾留されたかというのを公の法廷でこれを示す、それがこの手続の本質であります。つまり勾留されている者は逮捕状とか或いは勾留状を見せられて、自分がどういふ理由で逮捕勾留されるかということは一応は承知しておるわけですから、併し又改めて請求しますと、これを公の法廷で傍聴人がいる前で、而も弁護人が付いておるときは、弁護人の前でその理由を開示する。それから被拘禁者自身ばかりでなく、被拘禁者の親族とか或いは一定の利害関係人に勾留理由開示の請求権が認められておる。つまりあの男は、あの人はどういふわけで一体勾留されておるのかというのを公の法廷で明らかにしてもいい。そういう請求があつた場合に、公の法廷でその理由を開示する。それがこの手続の本質でありまして、勾留そのものが妥当であるかどうか、勾留の不当を争う手続は別の刑事訴訟法の八十七条、九十一条に規定しております勾留の取消の請求、或いは刑事訴訟法の四百二十条、四百二十九条

で規定しております勾留そのものに対する抗告の申立てでその勾留の不当を争うのが法の建前なわけでありませう。そのことは法律の三百五十四条という規定を御覧になりましたも御了解できると思つておりますが、つまり三百五十四条というのは一般の上訴権者についての規定であります。勾留に關しては一般の上訴権者の間に勾留の開示があつたときは、この勾留開示の請求をした者も上訴することができるといふ規定があるわけでありませう。つまり一般の控訴上告等の上訴権者のほかに、事件と關係のない第三者であつても、利害關係人のような場合が主になります。そういう人たちがあつてもつまり裁判を受けた者でないものであつても、勾留理由の開示の請求をしたときには勾留理由の開示のあつた後に勾留について上訴の手続をすることができ。つまり不服の申立をすることができ。こういうような規定があるわけでありませう。こういうような法の全体の建前から見ましても、勾留理由開示手続といふものは、その手続において相手方を納得させるという手続ではないわけでありませう。どういふ経過でこの勾留状が發せられて被拘禁者が勾留されておるか、この経過を勾留理由開示手続で明らかにする、これが勾留理由開示手続の本質であるわけでありませう。でありますから、仮にこれが憲法三十四條に由来するものとしましても、憲法のそのことを規定してあるそのほかに、意見の陳述権を認めるかどうかといふことは、憲法を離れた立法政策の問題である。そういうことになるわけ、この見解は只今の憲法學者の大多數は勾留理由開示手続は、

憲法は勾留理由開示手続において意見の陳述をなさしめるといふことは、決して憲法上の要請ではない。そういうことの意味がむしろ、じやなくそのほうが多數説で、この点についての違憲説は専門の憲法學者でなく刑事法學者に極く少數あるだけでありませう。さういふ点から私どももこの意見陳述権といふものは、決して憲法上の請求権ではない、憲法上認められた憲法上の権利ではない、そういうふうに見えるわけでありませう。

そこで勾留理由開示手続における意見の陳述において非常にこれまでの経験によりましても、世界に例のないような事例が言われ行われておる。昨年間題になりました弁士に対しての懲戒問題が起きましたが、その事件もこの勾留理由開示手続の意見陳述の過程において起つたような次第でありまして、この勾留理由開示手続といふものは、本来法が考へておる線とは全く別な方向へ走つてしまつておる。この手続をもつと合理化して濫用を防止するといふために、憲法上の請求権でない意見陳述といふものを削除することも又止むを得ない、さういふ考えからこのような改正案が考へられたわけでありませう。併しこの改正案によりましても従来の口頭による意見陳述権はやはり依然として認められておる、それは確保されております。ただ例外的場合に口頭を以て意見陳述させることが適當でない場合には書面意見書を提出し、さういふことになつたわけでありませう。この意見の陳述が書面になりましてもそれから口頭陳述になりましても、この意見陳述といふものは何ら訴訟上の効果のないものであります。

これはただその手続だけの問題で、その意味でこれがこの意見陳述権について例外が設けられたからといつて、さういふ人権の保障を害するといふふうには、さう簡単には考える必要はなからうか、さういふ思ふわけでありませう。

○龜田得治君 ちよつと今最高裁判の刑事局長の御意見があつたので、私も少し申し上げておきますが、私はこれが憲法上の権利であるかどうか、この点は一応抜きにして、ちよつと申し上げたいのですが、あなたの今おつしやつた考えによりましても、法廷における勾留理由を開示するのはそれだけなんだ、ほかの制度とあまり脈絡がないのだ、とにかくこういうことで勾留しておるのだ、これだけ言つておけばいいのだ、こういうふうにとれるのですけれども、私はそんなものじやないと思ふのです。やはりこういう制度がある以上は、まあ完全な意味で納得ということは行かなくとも、了解をしようと思ふという意味が含まれておるのだと思ふのです。国家として君を拘束しておるの、さういふことだと意味が含まれておると思ふのです。それでその勾留理由開示公判によつてそれが正式に理論的に行われれば、場合によつては裁判所の片手落ちが明らかになるであらうし、さういふ事実關係がともかく明らかになることが非常に大事な意味を持つてゐるのです。それで勾留を取消するためには被告人側から取消の請求も訴訟法によつてできるであらうし、又裁判所のほうでも初めはけしからんと思つて勾留したのだが、いろ／＼言われてみるとちよつとこちらでも思

い過ぎだつた、こういうような点も出て来るであらうし、若しそういうことがあれば、その開示公判で明らかになることが私はやはりこの制度の意義だと思ふのです。最初お作りになつたのは、やはりさうだろと思ふ。さういふことが明らかになれば、その開示公判が済んだあとに、裁判所が積極的に自発的に取消しになるか、或いは又こちらが取消を成規の手続で要求して行くか、つまりさういふ公判がなければわからん、事実關係が……、こちらにしまつて、拘束されておるほうにしても、よくわからないのです。で、さういふ意味で単に独立した事実關係だけを述べるに過ぎないもの、これは私は勾留理由開示公判を認めた意義と少し違ふように思ふのです。明らかであつたの、さういふ公判に發展して行くやつぱり一つの段階だろと思ふ。ほかの手続のように厳格なものではなくとも、ただそれが濫用されるものですから、あなたのほうで成るべくこゝの意味のないようなものに狭く解釈しようとするお氣持が出て来ておるのだと思ひますが、制度を作つた場合にはやはりそんなものだと思ふので、どうでしようか。

○説明員(澤盛一君) 勾留理由開示手続はやはりその意見の分れめになると思ひますが、理由開示といふのは、さういふわけでその身柄が勾留されてゐるか、その理由を法廷で開示する、法廷で告げるといふことにあるのです。その程度もありませうけれども、そこで納得させる手続じやないのです。これはなぜかと申しますと、裁判手続でもなければ、弁論手続でもない、檢察官の立会つたり当事者の対立といふ

仕組をとつておりません。檢察官の立会いは法律上の要件とされておりました。そういうことから見ても、手続自体の性格として理由を告げるのだ、成るほど理由を告げられずと、その告げた理由が非常に納得ができたという場合には、その理由に対して勾留の取消の請求なり或いは不服の申立てをする。そういうことは可能なわけであつた。その前提の手続というところになるのです。意見の陳述そのものによつて、その手続で勾留の当否を争うという性質のものではないというところを申上げたのです。それとそれから例えは今度意見書が出るといふことになりまふと、意見書の内容如何によつては、その意見書が勾留の取消の變更を請求していると認めるときには、それに対して裁判官がそのいづれかをきめる、そういうことになるわけですが、その点は実質上何らの妨げにはならないと思ひます。

○赤松常子君 ちよつとお伺ひします、百九十八条でございますね、あの供述拒否権を知らせる場合でございますが、これでもちよつと私心配なんです、それは調べる人が直接調べられる人に不利なことを供述する必要があると告知するわけですね。警察であつて、檢察官であつて、或いは裁判官であつて、そういう場合の空気が或いはその調べられる人の心理状態までを考慮して、これ果してこの目的とするところと違はれるだらうというところが心配なんですけれども、例えば原案と修正案が結局はその調べられる人の権利が守られればよいのであつて、不利益な誘導質問にひつかからないよう

にするということが目的だらうと思ひます。それからその前に不利益になることは別に言ひ必要がないということ、調べる人が告知するということ、果して正当に調べられる人に受入れられるかどうかということが心配なんです。ございますが、こういう点はどういふふうに……むしろ私は調べる人、調べられる人という関係でない人が、もつと親切丁寧にごつて……権利があつたに於けるのですよというところが告示されるほうが、調べられる人に有利であるし、人権が守られやしないか、そういうものも親切な考え方があつて欲しいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 現在の訴訟法の建前といたしましては、調べる人が調べられる人に対しては、只今のよりなことを告げるわけでありまふ。そのときの雰囲気でもそれが響きかゝつたり、或いは聞え方が悪かつたりするといふことを私も心配しておるわけでございます。でそれらの点を何と申しますか、いわゆる警察運動と申しまして、それをやるために、よく檢察官や警察の調査の前の廊下のごとくで、ビラや何かでいゝゆる供述拒否権のあるといふたようなことを広告みたいなに出ることをございませう。これは一つの啓蒙運動の現われでございます。要するに百九十八条、或いは憲法で言ひます三十八条は、いわゆる今おつしやつた誘導質問に引つかつたり、或いは無理に自白をさせられたり、或いは不当に長く勾留されて、止むを得ず自由したといふことのないようにするといふ担保の規定でありまふ。取調官も成るべくそれを親切にわかりやすく告げるべきであるといふ

が、私どもの考えであります。実際問題として取調官が告げますので、いわば取調する人と調べられる人という地位の違いから、いろいろ問題といひますか、今の雰囲気が出ることは事実でございます。私どももいたしましては、御注意の点もございませうし、成るべくそういう点が納得の行くように、或いは徹底するように努めたいと思つております。

○赤松常子君 私戦争前にいふく調べられた経験もございまして、こういうことを調べる人からその前に説明されたつて、正しくそれを解釈するといふこともできませんし、こういうことをうまく言つて又引つかけるのじやないかという疑惑も、聞かれる側にはあるのです。ですからそういう告知の方法がもつと親切丁寧な色の付かない人から言われて欲しいと思ひます。ですから、そういう点もつと御研究願ひたいと思ひます。

○中山福藏君 ちよつとお聞きしておきますが、勾留理由開示の手続で一番長く日数を要したのはどのくらいですか。ちよつと参考のために聞いておきたいのですが……

○説明員(岸盛一君) 正確なことはわかりませんが、つまり勾留の理由の開示だけで、そう長くかかるはずのものではないと思ひます。ところが朝の九時頃から夕方三時、四時まで、何と申しますか、食ひ下るといふんです、いわゆる吊上げが続くのであります。これは極く最近一月ぐらひ前に、京都の或る裁判官がそういうことを申しておりましたのを覚えております。そのほか勾留開示手続が本来要すべき時間よりも遙かに長時間を要して、そ

のために裁判官が非常なエネルギーを浪費しておるわけでありまふ。これは明らかに事実であります。ちよつとやつとの生ぬるい法廷闘争ではないといふことはつきり申上げておくことができます。

○中山福藏君 それは大概一日で終りますか。或いは日を重ねてやることがありますか。

○説明員(岸盛一君) 大抵一日で終ります。

○龜田得治君 それが長く続くといふことは……

○中山福藏君 人数が多い場合はどうでしょう。

○説明員(岸盛一君) 勾留理由開示は一人ずつでもやれるわけですから……今私が申しましたのは一人の場合、一人の場合ですら朝から夕方まで……

○中山福藏君 私はたくさんの場合のことを一緒に併せて聞いておるので

は、檢察と警察とが、あらかじめ、緊密に連絡し相互に協力することを政府は建前とせられたい。右の一般的指示により個々の事件の捜査を直接指揮しないよう留意されたい。どういふ附帯決議が付いておられます。そこで先般の委員会に、衆議院の委員長はじめ各党の理事のかたへ、お見えになつて私どもにお示しになつた。これは本日伺ひましたところ、一つの案であつたのであります。それには「檢察官の定める一般的指示の準則は、司法警察職員の職務を統轄するものと協議の上作成すること。」「前項の準則については、檢察官は個々の事件を目的とし、又は、犯罪の種類を特定し、この「又は、犯罪の種類を特定し」というのは、書いたのをわざ／＼消してあります。」「これにつき捜査を指揮する結果となつてはならない。」「そこでこの二つの文章につきまして、実はこの前刑事局長、それから齋藤國警長官の御兩人に、若し附帯決議ができる場合に立会つておられたとするならばお伺ひしたいといふのでお伺ひしましたところ、デリケートな問題であるのみでなく、立会つておらなかつたのでよくわからなかつたといふ御説明でございませう。本日衆議院の委員長及び又理事のかたへ、お見えになりました。この点についてお伺ひいたしましたところ、一人のかたは、私も大体二つの文章は同じ意味だと理解しておる。それから他のかたは、極めてデリケートな問題であるから、政治的に調整をとる場合には、これはどういふ言葉をお使いにならなかつたが、あいまい模範としたほうがむしろ政治的だといふように受取れるような御答弁がござ

いました。この問題は政府のほうも言われまうように、デリケートな問題でありまうけれども、同時にこれが施行された場合において、又両者の間にいざこざが起るようなことがあつては、折角衆議院で、或いは又参議院でこの問題に相当精力を注いで論議したことが一向役に立たないことになるわけでありまう。そこで私が伺ひたいことは、これはどういう意味かというように、これは先般御答弁がございましたように、これはお聞きするほうが無理だと思ひますが、こういう附帯決議が附せられて、これを受取られた政府側、即ち檢察側或いは警察側が、どういふふうにこの附帯決議を受けて實際の運営上おやりになるか。この点がお伺ひしたいし、又そういうふうなことであるならば、お答えも頂けると思ひますので、従つて今申しますような意味で、どういふふうにお聞き受取りになり、そして又どういふふうにお聞き受取りされようとおられるのか。このことは或る程度明らかにしておいたほうが将来におけるいざこざが生じないようがともなうと思ひますので、御両者からこの点をお伺ひしたい。

○政府委員(岡原昌男君) この附帯決議も、前段の「檢察官の定める一般的指示を行う場合には、檢察と警察とが、あらかじめ、緊密に連絡し相互に協力することを政府は建前とせられたい。」というの、百九十三条の第一項の一般的指示を檢察官から出す場合におきまして、あらかじめ警察と十分連絡をとつて、そして仲よくやれよ、急に出すなと言つたような趣旨であらうと思ひます。それから後段の「右

の一般的指示により個々の事件の捜査を直接指揮しないように留意されたい。」これは一般的的の指示の名に借りて、具体的な個々の事件を指揮してはならないという第一項の精神をそのまゝ書いてあると、かように考えております。

○補見義男君 いや刑事局長にお伺ひするのは、こういうことをあなたにお聞きするのは、この前お伺ひしたように、それは無理であり、又あなたもお答えせられる範圍外だといふふうにお聞きに私は思つたものですから、これを受取られてどういふふうにお受取りになるか、どういふふうにお聞きされるかという今後の運営上の心がまえといふか、態度といふか、それをお伺ひしたいといふのが本日の質問の趣旨なんです。

○政府委員(岡原昌男君) そういうふうにお聞きしておりますので、その趣旨に則つてやりたい、かような趣旨でございます。

○政府委員(齋藤昇君) 私のほうにいたしましては、附帯決議が付けられまする際に、大臣もいろいろと言明しておられます。それでそれと併せ考えまして、この決議はこういうふうにお聞きに私は解釈をしたい、かように考えております。その第一項の「緊密に連絡し、相互に協力することを政府は建前とせられたい。」という趣旨は、勿論一方的に出すというふうなことは法務側はされないのであるが、そのことは勿論であります。十分連絡した上でやる。併しながらその次に相互に協力することを政府は建前としてくれといふこの文句は、互いに連絡をしてそしてこの指示をされようといふ内容はよくわかつた、これは相互に協力するといふこと

を建前とするのでありますから、警察側でその内容は、警察側の訓令なり或いは規則に書き入れて、そしてこれを保証するからといふことであれば、その建前をとるといふ趣旨だと考えております。勿論この一般的指示を出そうとされます際に、警察側は緊密に連絡はしたけれども、併し了解が得られないといふ場合においても、私はこれは出せるものと思ひます。そしてそれから指示でありまして、警察側の同意がなければ出せないといふ、そういう性格なものとは考えておりません。警察の同意がなくても出せることは出せる、併しながら十分意見を交換し連絡を逐げた上で出す、警察側も同意をしこれを警察側の規則にし、或いは訓令にして実行されるように、檢察側の意図が実現するようにやるというものであるならば、できるだけその法の建前をとつて、そして指示といふことにより前にする、かように私は解釈をいたします。

それから次の「一般的指示により個々の事件の捜査を直接指揮しないよう留意されたい。」これはこれをどう解釈するかの問題であります。この一般的指示といふ百九十三条の一般的指示は、その指示の内容に、結果として個々の事件の捜査に檢察の一々或いは承認を受けるか、或いは報告を求めるとか、そういうふうな檢察の意図が、その事件処理に警察が捜査をしてる間に入つて来て、そしてその捜査を規制するといふようなことのないようにといふ趣旨でありますから、そういう指示は今後出されないのであると、かように考えるものであります。

そういうような個々の事件の捜査を直接指揮するような結果になる。そういう指示はこの解釈として出せるのか、出せないのかといふところには、この決議には私は残された問題があると思ひます。若したとえ出せるといたしましても、さういふ指示は将来しないようにしたほうがよろしい。これをする、この指示の運用だと議会のほうでは認めるから、そういう指示はしないようにしてほしいと、こういうふうにお読みしたい、かように考えております。

○補見義男君 今の刑事局長の御答弁と、それから齋藤國警長官の御答弁は、私は總論と各論のようにならうに受け取れて、實質的には変りはないように了解されたのですが、刑事局長、或いは國警長官ですね。お互いに若し違つておる点がございませうば明らかにして頂きたい。

○政府委員(岡原昌男君) 各論まで入りますと大分違つて参るわけでありまして。これはこの点について大臣が一応法務委員会において言明をせられ、その趣旨に則つて國警長官と檢察總長と大臣との間でこの案文ができたのでありまして、これはこのままにやれと私どもは呑んだつもりでございます。各論までお聞き頂きますと、もう一度理論闘争をやらなければならぬので、御勘弁願ひたいと思ひるのでございます。

この決議案は作られたと思ひますが、決議案自身は私どもはタッチしておりませんから、その点は明確にいたしておきたいと思ひます。

○補見義男君 今日衆議院の各位のかたがこの問題に大分精力をとられたといふことを述べておられます。私は実はさういふような立場で或いは又さういふようなことで相当特別の意見を持つて、自分自身の意見を持つてお聞きしておるんじゃないに、さういふふうにお聞きして、又参議院でもこれに相当これに取られ、又参議院でもこれについて多少審議をとられたことからは、これは人願がせ、というと言葉は悪いが、人願がせをさせた問題であるだけに、国会としては審議の過程において折角できたものがいい悪いは別として、明らかにできるものだけは明らかにしておかないと、いざこざが将来に残ることが、却つて捜査の上において或いは行動を遂行して行く上において将来に禍根を残すと、こういう純粹な立場からお伺ひをしておるのでございます。そこで刑事局長は勘弁してくれといふお話をしますが、私は実は両方の御意見を伺つて總論と各論と余り変らんとしたのですが、いふことは問題は例えば齋藤長官の言われる、一方的には指示をしない、これは刑事局長のおつしやつた、急に出すことではない、仲よくやりたい、やる、こういうことで自分たちもさう思つておる。それに対して齋藤長官は一方的にしないでおくことは勿論だが、十分連絡をとると、これは全く同じなんです。それから同意がなければこれは出せないといふのじゃないに、それは指示といふことから言つて同意がなくな

もこれは出すんだと、併し出す場合には一方的にしない、指示又は十分連絡をとつてやつて行こう、こういうことでしたらこれはまあ変りはないと思ふ。ただ最後に言われた個々の事件を指揮する結果となつてはならないことは、これは問題だと思ふのです。というのは準則は一般的指示をやる場合に、それはその一般的指示の中に個々の犯罪が当然包含されることですから、従つてこの事柄の上から言えば、捜査を指揮する結果となつてはならないといふことは、論理的に言へばすべからざる点の問題だと思ふますが、それ以外の点は余り、余りじやない全然変りがないと思ふのですが、やはり變つていまいしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) だん／＼細かい質問に引きずり込まれるようなこととてございしますが、大体あなたのお氣持の通りでございします。

○龜田得治君 この一般的指示を行う場合に恐らく附帯決議の精神から言つて事前に連絡される、これは当然だと思ふんですね。併し意見が合わないでも出す権限はあると思ふんですね。で、相互の意見が合わないままに出された場合、国警側といたしますとそんな場合にはどうなりますか。あなたのほうの受取り方は、或いは又それをずつと下部のほうへそれが生きるように処置をとらなさいかかわりなくでしやうが、そういうふうな点です。

と思ひます。従つてそれに従うように指示する私のほうは措置をとるべきだと存じます。

○政府委員(岡原昌男君) 今の点さつくらんに申上げました点、破防法のときに問題になりました点は、結局こういう点なんです。私どもが破防法の成立の過程に鑑みまして、何とか捜査の着手を統制をとりたい、それからまあ出禁したわけでございますが、あつたときに国警側と一応事務的に打合せして、一応話がついたのが去年の七月七日であります。その後その日の夕方でしたか、次の日に至つて異議があるという申出がございまして、それから事が揉めたのでございしますが、私どもの主張といたしましては、各自治警或いは国警の各県のそれ／＼の地区警察がてん／＼／＼にあの破防法というむずかしい事件をあつかはれては、これは国民がたまつたものではない。だからこれはやはり中央において見る必要があるのじやないか。ところが中央といふことになると、御承知の通り、国警におきましては運営管理の権限を持つておりませんので、幾らばた／＼やつて見たところで、地方の統制をとるわけにいかんわけでございます。いわんや自治警に対してこれを統制をとるというところは法律的にも不可能でございます。ところが国警ではそれもやりたいたうから、それは法律的に全然できないことじやないか。それは法律的に事を処理するために百九十三条第一項で事をやるほか方法はないといふことを申上げたところが、捜査に立入りするのはけしからんとか、いろいろですが、このままで余り言いたくないんですが、というふうなことから事が揉

めたのでございまして、私どもは法律的に事を処理したいという一念から、それは方法としてはそのほかないではないかといふことなのでございします。内容的には国警のほうも御異存なかつたと思つておりましたので、国警からそういう指示を受取るなどいふふうな各署に指令が飛んだといふことで、実はびつくりいたしました。全国電報が翌日参りましたので、びつくりしたような次第でございしますが、それは過去のことでございしますが、一つの辺は何分よろしくお願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 少し実情を鮮明にする必要があると私は認めますから申上げます。破防法の場合に、檢察側と着手前に、事前に打合せをして、そして檢察側に異存がなければやる、異存があつたときにはやらない、この申合せはしましやう、この点につきましては私のほうは異存がなかつたのであります。事務当局はそういう意味で、そういう内容については異存がないと言つて帰つて来たわけでありまして、そこで私はそれはどういふ形式においてやるのかと言つたところが、檢察局長或いは檢察正の指示でやる、指示の形でやる、百九十三条の指示でやる、指示によつて行かうといふことであります。指示によつた個々の事件に着手する前に、檢察の承認がなければ着手できない、或いはこういつた破防法関係の被疑者を逮捕するときに、檢察と協議が整わなければ逮捕することができないといふようなことをこの百九十三条の指示でやられるというところであれば、百九十三条をさうい

うように解釈をするならば、百九十三条は今後警察の捜査をしようとする事柄をばら／＼にやられては困るだろう、或いは人権擁護の見地から或いは捜査の適正を期する上からという意味で、この指示が出せられるのだという解釈になつては、これは非常に私は警察と檢察の刑事訴訟法の原則を、この百九十三条で如何様にも破ることがあると解釈をされたらそれはどうであらうか、このことは私は反対であるといふことを言つたのであります。私の反対のあることを岡原さんは御存じなかつたかのように言つておられますが、これは私は誠に心外でありまして、私が反対しておる点は事務のほうではよろしいと言つておつたから、これを出して私のほうにこれは承服できないと言つたのを非常に意外に思つたと言われまして、それは当然のことであつて、私は大臣の前でこの点を法務府側と私の意見と両方聞いてもらつて、そして本當に目的を達するように相互協力の建前でやろうじやないかといふことを申入れたのであります。その機会を与えられずに発せられたといふ経過をとつておるのであります。従いまして大臣と私及び法務政務次官の間に案を練つて、最後それではどういふようにいたしましやうといふので、大臣は必要があれば国会でそれを言明をするとおつしやつたわけですが、一般

的指示により個々の事件の捜査を直接指揮しないものとする、破防法の際の一般的指示は万止むを得ざるに於てのものであるが、今後この種のような場合には事前に緊密に連絡をして相互協力によることを建前とすると、こういう文章であつたわけでありまして、従つて、ああいう場合におきましても相互協力といふことを建前にして一方的な指示といふものは今後行われない。で、私のほうとしては、破防法の際の指示は、適法であつたか、違法であつたかといふことは詮議だてはしなくてもよろしい。今後はああいうことを繰返さないからといふ大體の保障がもらえればよろしいと、かように考へておつたのであります。そういう意味から申しまして、この附帯決議は先ほど私が申しましたように私どもは理解をいたしております。

○龜田得治君 それからどういふ場合に、やはり記録の上にやんと載せておいたほうがいいと思ひます。氣になるような点ははつきりと記録の上にとめておいたほうがいいと思ひます。それからちよつとお聞きしておきませんが、この個々の事件といふものは、これはどういふふうな御解釈なんですか。本當に甲野太郎がこういう事件を起して、事件になつていふと、こういう意味の個々の事件か、もう少し広い意味で言われておるのですか。どうな

○政府委員(岡原昌男君) 個々の具體的な事件といふふうには理解しております。

○龜田得治君 そうすると被疑者の名前も対象になつていて、そして本當の具體的な事件、そういう意味ですね。一般の、例えば破防法に関する事件全体とか、そんな意味じやないのです。

○政府委員(岡原昌男君) さようです。

○政府委員(齋藤昇君) 只今の破防法のような事件全体という事柄は、全体

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は七月三日）

についていつておつても、それが実際の場合になりますと個々の事件になつて来るわけです。それを捜査段階になつて参りますと、そうしますと、これは個々の事件になつて来るわけです。そこで抽象的に破防法、或いは違憲違反事件については警察は事前に検事の承認がなければ捜査に着手してはいけないというようなことであれば、それはやはりそういう結果になりますから、個々の事件について捜査を直接指揮するということになると私どもは解釈をしております。

○委員長（郡祐一君） ちよつと速記をとめて。

午後五時三十四分速記中止

午後五時五十六分速記開始

○委員長（郡祐一君） 速記を始めて下さい。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきましては、質疑はこれを以て終了いたしましたものと認めますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郡祐一君） 御異議ないものと認めますので、さよう決定いたします。

ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（郡祐一君） それでは速記を始めて下さい。

本日はこの程度を以て委員会を閉じることいたします。次回は明二十九日午前十時から開会いたします。

午後五時五十九分散会

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

昭和二十八年九月十六日印刷

昭和二十八年九月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局